

平成17年第2回
美咲市議会定例会会議録
平成17年6月17日(金曜日)
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員(21名)

議長 長岡正勝君
副議長 吉田栄君
1番 吉岡文子君
2番 広島雄偉君
3番 五十嵐聡君
4番 白木優志君
5番 小関勝教君
7番 土井敏興君
8番 谷内八重子君
9番 長谷川吉春君
10番 米田良克君
11番 古関充康君
12番 矢部正義君
13番 谷村孝一君
14番 川本政芳君
15番 内馬場克康君
16番 本郷幸治君
18番 紫藤政則君
19番 荘司光雄君
20番 林国夫君
21番 中西勇夫君

◎欠席議員(1名)

6番 福庄計夫君

◎出席説明員

市長 桜井道夫君
助役 佐藤昭雄君
総務部長 板東知文君
市民部長 三谷純一君
保健福祉部長兼福祉事務所長
安田昌彰君
経済部長 酒巻進君
建設部長 藤井雄一君
水道部長 加藤誠君
市立美咲病院事務局長
吉田讓君
消防長 佐藤賢治君
総務部総務課長 市川厚記君
総務部総務課総務係長 阿部良雄君

教育委員会委員長 阿部稔君
教育委員会教育長 村上忠雄君
教育委員会教育部長 天野修二君

選挙管理委員会委員長

熊野宗男君

選挙管理委員会事務局長

大道良裕君

農業委員会会長 西館隆志君
農業委員会事務局長 秋場勝義君

監査委員 川村英昭君
監査事務局長 遠藤等君

◎事務局職員出席者

事務局長 谷津敬一君

次 長 和 田 友 子 君
総 務 係 長 濱 砂 邦 昭 君

午前10時00分 開議

●議長長岡正勝君 これより本日の会議を開きます。

●議長長岡正勝君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

12番 矢部正義君

13番 谷村孝一君

を指名いたします。

●議長長岡正勝君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

18番紫藤政則君。

●18番紫藤政則君（登壇） 2005年第2回定例市議会に当たり、私は地域医療の確立、21世紀まちづくりプラン後期基本計画、地方分権と自立のまちづくり、公営住宅ゆたかニュータウン集会所、以上大綱4点について市長に質問いたします。

大綱1点目は、地域医療の確立についてであります。このことについて、市長はこの4月に地域医療ビジョンを策定し、新しい総合病院の開院を2008年度（平成20年度）を目標とすることを柱にした美唄市が目指すあるべき地域医療の方針が示されました。市議会も昨年8月に立ち上げた調査特別委員会の議論を踏まえて、美唄らしい、新しい総合病院の創設について全議員の考えを統一し、同年12月に市長に要望書を提出するなど、市政の最重要課題である新しい総合病院づくりについ

て、市長も議員もその認識を共有してきました。新しい総合病院づくりは、市立、労災両総合病院の存立があってなせることは当然であるとの基本認識のもとに、以下の2項目についてお尋ねいたします。

最初は、美唄労災病院廃止報道についてであります。この6月10日、11日と2日間、北海道新聞で報じられた記事は、政府の特殊法人等改革推進本部参与会議が6月9日に、赤字の労災病院の廃止等を柱とする改善事項を首相に報告したことをとらえたもので、記事の見出しからも、美唄労災病院の廃止が決定づけられたと受けとめざるを得ない報道でした。

そこで、伺いますが、11日の記事では、市長は、報道で初めて知った、一本化したいというビジョンは変わらないとして、国の動きの情報収集を急ぐ考えを強調したとありますが、この報道をどう受けとめ、国の特殊法人等改革推進本部参与会議の改善事項報告の内容を含め、報道の事実関係をどのように把握され、今後どのような考えをもとに対応しようとしているのか。市民への説明責任を果たす視点でお答えください。

次に、市立美唄病院の経営についてお尋ねいたします。6月6日の自立推進等調査特別委員会における私の質疑に対し、理事者は市立美唄病院の不良債務に関して2003年度末15億1,025万4,000円が年度中に新たに1億9,131万5,000円発生し、2004年度（平成16年度）末で17億0,125万4,000円に達したことを明らかにしました。このことは、昨年1年間で2億3,690万7,000円の不良債務の解消計画が、逆に大幅なマイナスとなり、計画と実績との対比

ではマイナス4億2,822万2,000円の乖離が生じ、現時点では実質的に健全化計画が破たん状況に立ち至ったことを示したことになります。

そこで、伺いますが、1つは、定例会の初日に市政報告された決算概要から見る健全化計画と実績との対比について、主なものについての比較と計画未達要因、特別交付税措置額、そして病院みずから解消しなければならない自助努力3分の1相当分の実績等について、それぞれお示してください。

2つは、健全化のために最も必要な医師確保の現状と今後の見通しについてであります。医師の確保については、これまで市長を先頭に懸命な努力をされていることは承知をしていますし、その行動についての労を多といたしたいと思えます。しかし、自治体病院の再編と称して、意図的に赤字の病院をつくり、赤字だから廃止にと誘導する国の姿勢がある限り、医師確保に明るい展望は見出せない環境であることも事実であります。国の無策に憤りを感じつつも、一方自治体病院の設置者である市長は、必至の努力を傾注しなければならないこともまた冷厳な事実であります。

そこで、伺いますが、医師確保に関して、本年度の予算の業務予定量ベースに現状と見通しについて、開業医の特徴的な動きを含めてお答えください。

3つは、第5次病院経営健全化団体指定継続の見通しについてであります。昨年度の経営実績を見ても指定実績に明るい展望は見出せない結果となっておりますが、よりどころの地域医療ビジョンへの理解度を含めて、現時点でどのような感触を得ているのか、指定継

続がなるのかわからないのか、それがいつ決まるのかお答えください。

大綱2点目は、美唄21世紀まちづくりプラン、第5次美唄市総合計画後期基本計画についてであります。

総合計画は、地方自治法において、市町村にその策定が義務づけられ、美唄市においては1958年（昭和33年）から今日まで、5次にわたり策定されてきた経過があります。現在の総合計画は、2001年度（平成13年度）から2010年度（平成22年度）までの10年間を期間とし、基本計画は前期と後期に分け、それぞれ5カ年とし、本年度中に2006年度から2010年度までの後期計画を策定しなければなりません。

1つに、これが後期計画がより実効性が担保できるようにすること。

2つに、地域の自治を担う4つの主体、すなわち政治上の主体の主権者、市民、選挙で市民の負託を受けた市長、議員、そして市民にかわって仕事をする制度上の主体の職員、これら4つの主体が良好な関係のもとに、それぞれの役割を担うことにより、初めて美唄市における自己決定、自己責任の自治体運営ができるいいまちづくりができる、そのようにすること、つまり自治基本条例が目指す美唄市づくりのルールを先取り実践するための後期計画にすべきだとの視点で、以下の2項目についてお尋ねいたします。

最初は、基本構想の見直しについての考え方についてであります。多くの自治体の総合計画は、議会の議決を要する基本構想、その基本構想に基づく基本計画、そして基本計画を施策であらわし、具現化するための実施計

画の3段階の計画で構成されています。美唄市の基本構想は、第4次計画に引き続き、「人かがやき 夢ひろがる 美しき唄のまち」を目指す都市像とし、福祉・環境・交流のまちを3つの重点方向とした、

1、目指すべき都市像。

2010年とした、

2、計画の目標年次。

人口を3万1,000人と想定した、

3、将来人口。

3つの重点方向を5つの柱と17の推進方策で構成し、それぞれの考え方を文書化した、

4、施策の大綱。

5、土地利用の構想。

そして、6、構想の推進の6つの区分に分かれています。

そこで、伺いますが、5年前に策定した基本構想について、少子高齢化、人口減少の過疎化や危機的な財政状況などの情勢の変化を踏まえて、私は見直すべきだと考えます。

1つに、このまま情勢変化に対応できると考えているのかどうか。

2つに、3万1,000人とした将来人口が可能なのかどうか。

3つに、作文にとどまっている行財政運営に関する項目のうち、財政推計を作成する必要はないか、それぞれお答えください。

次に、後期基本計画の実効性を担保するための方策について伺います。現時点での進捗状況と基本計画策定までの今後のタイムスケジュールについて伺います。

2つに、前期基本計画の達成状況の検証はどうなっているか。実施がどのようにされ、未達がどうなり、積み残しがどのようになっ

ているか、その状況の把握をどのようにされているか、お示しください。

3つに、桜井市長が誕生し、31項目にわたる選挙公約を掲げ、それを具現化する責任があるわけであります。この選挙公約と後期基本計画との調整をどのように行おうとしているのか。

4つに、実行計画シートの作成と予算管理・進行管理のルール化でございます。このことにつきましては、すでに私は一般質問等を通じて、福島県原町市の例を指摘しています。予算管理・進行管理のあるべき姿を実践している自治体として、ぜひ美唄においても取り入れるべきだという視点で発言をさせていただきました。予算管理につきましては、総合計画に盛り込まれている予算という意味で、予算書上明確に打ち出すという、そういう視点。進行管理につきましては、事務事業のうち主な施策について、原町市では根幹事業と表現をしまして、58の事業を年3回、どのように実行され、未達状況がどうなっているか、そして実施できない要因は何なのか、あわせて時代的な背景やら財政事情を加味して廃止できない事業がないだろうか、これらの進行管理を定例的に行っています。このような進行管理のルール化が必要でないかという考え方であります。実行計画シートの作成につきましては、これは岐阜県が多治見市が先進事例としてよく取り上げられます。まちづくりの基本計画、いわゆる実施計画をどのように職員が認識をし、さらに私どもの議会としても、そして市民の皆さんも、そのことを常に意識した、そういう進行管理をするために、個々の事業に関して個別に実行計画シートをつく

るわけであります。担当課がどこか、関連する課はどこか、事業計画はどのようにやるのか、年度ごと計画はどうなるか、事業量はどのようになるのか、到達目標の達成度合いはどのようなのか、これらを整理した実行計画の作成についても後期基本計画の策定に当たって留意をしていただきたい。このことについて、市長のお考えをお聞きいたします。

3つ目は、地方分権と自立のまちづくりについてであります。2000年のいわゆる地方分権一括法に基づきまして、国、道から事務・権限の移譲がすでになされていると思います。

1つに、その現況について、事務名、権限項目、財源移譲等の内容についてお知らせください。

2つには、ことしの2月、道州制を見越した北海道から市町村への事務・権限移譲方針が示されました。これらの移譲方針について、道からどのような照会があり、市として要望整理事項をどのようにまとめられたか、現時点での道からの事務移譲にかかわる美唄市の対応について、現状をお知らせいただきたいと思っております。

分権とまちづくりの2つ目は、自治基本条例の制定であります。自治基本条例の制定につきましても、私も何度かにわたり、本会議、委員会等で発言をさせていただいております。すでに美唄市における、この基本条例の制定作業も進められているというふうに伺っています。現時点での進捗状況とタイムスケジュールについて、改めてお知らせください。

2つには、この条例制定に当たりまして、美唄市として、市長として、どんな条例をイメージし、そして盛り込む内容のポイントを

どのように押さえておられるのか、その考え方を示してください。

質問の最後になりますけれども、公営住宅ゆたかニュータウン集会所（ゆたか会館）について伺いをいたします。

その1つは、管理運営のあり方の管理運営にかかわる根拠規程についてであります。公営住宅の集会所に関しましては、公営住宅法による共同施設の位置づけがなされると承知をしています。入居者の利便のために、福祉の向上のために、そのことを主体に設置された集会所であるはずであります。さらに、地方自治法第224条に基づく公の施設に関する規定も、このゆたかニュータウンの集会所もこの基本として考慮しなければならないことも、また事実であります。これら美唄市には、公営住宅管理条例も備えておるわけでありまして、改めてゆたかニュータウン集会所の管理運営に関する根拠規程についてお知らせをいただきたいと思っております。

次に、現状とあるべき管理運営に向けた設置者としての責任について伺いをいたします。私は、このゆたかニュータウンの近隣に住まいを持っておりまして、ゆたかニュータウンにかかわる集会所の管理運営等についても仄聞をする立場にあるわけでありまして、現状はあるべき管理運営、そういう体制になっていないというふうに承知をしているわけでありまして。あるべき管理運営というのは、具体的にどのようなことを指すのか、私は改めて申し上げる必要はないかと思っておりますけれども、あくまでも公営住宅に入居する人方のための施設であるという視点に立って、その利便性に配慮をして、当然公の施設の管

理の基本であります利用制限やら差別扱いなどをしない、そういった管理運営というものがあるべき管理運営であります。これらについて、現状をどのように市長として把握をされ、どのように管理運営に向けた今後の対応をお考えになっているのか、設置者責任をどのようにおとりになろうとしているのか、そのことについての考え方をお聞きする次第であります。

以上をもちまして、この場での私の質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えします。

初めに、地域医療の確立について、美唄労災病院についてであります。先般の廃止報道には大変心配したところでございますが、特殊法人等改革推進本部参与会議が報告した改善事項には、「美唄労災病院の具体名を挙げて廃止を検討すべき」といった指摘はなく、また美唄労災病院としてもこれまでどおり労災病院の再編計画に基づき、平成19年度までの岩見沢労災病院との統合に向け取り組むこととしており、勤労者医療の中核的役割を担いつつ、地域医療にも貢献していくとの考えに変わりはないと承知しているところでございます。

次に、特殊法人等改革推進本部参与会議が報告した改善事項につきましては、特殊法人等から移行した独立行政法人のうち8法人を選定し、経営の責任者である理事長に対する意見聴取を踏まえ、改善事項として取りまとめ、本年6月9日に報告したものでございます。

労働者健康福祉機構関係の内容について申し上げますと、財政支出への縮減への取り組みは評価できるが、もっとスピーディーにできないか、人件費の削減に加え、看護専門学校、産業保健推進センターなど、分散している施設の集中化といったリストラクチャリングの一層の推進が必要。国民の大部分が勤労者である時代に、いつまで勤労者のための病院という概念で運営するのか。

労災病院を30に削減することだが、30病院すべて機構が運営しなくても勤労者医療に必要なデータなどはとれるのではないか。赤字の労災病院は、やめるのが基本。医療リハビリセンター、脊損センターは、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の職業リハビリセンター、脊髄損傷者職業センターと両機構の垣根を越えて統合した方が効果的ではないか。

労災リハビリテーション作業所は独立行政法人で運営しなければならないのか、さらに検討すべきとの報告がなされました。

私といたしましては、今後とも市民の皆さんが安心して必要な医療サービスを受けることができるよう、地域医療ビジョンで示した市立病院、美唄労災病院がそれぞれ持っている医療資源をいかした新しい総合病院づくりに全力を傾注していく所存であります。

次に、市立美唄病院の経営についてであります。平成16年度の決算状況について、健全化計画との比較で申し上げますと、1日当たり平均患者数は、入院が計画181人に対して119人で62人の減、外来が計画602人に対し、460.9人で141.1人の減となりました。

また、これに伴う医業収益は、計画28億2,6

80万3,000円に対し、実績では20億1,295万円で、8億1,385万3,000円の減収となり、医業費用は計画30億4,920万7,000円に対し、実績では26億2,262万円で4億2,658万7,000円の減少となりました。

この結果、不良債務については、新たに1億9,131万5,000円が発生する見込みとなり、計画額と比較し、4億2,822万2,000円の乖離を生ずる見込みでございます。計画が達成できなかった主な要因としては、年度途中の内科医師の退職や産婦人科のサテライト化など医師不足に伴い、診療体制の充実が図られず、患者数が減少したことによるものと考えております。

特別交付税については、計画どおり7,500万円が措置されておりますが、自己解消額につきましては、計画8,690万7,000円に対し、実績はマイナス3億4,131万5,000円となる見込みであります。

次に、医師確保についてであります。平成17年度予算の業務予定量に対応する医師の配置は、常勤医師12名、非常勤医師は常勤換算で2.09名を予定いたしました。

これに対し、4月1日の配置数は常勤医師については、予定数と同数の12名で、非常勤医師は新たに1名を確保し、2.43名となっております。

医師確保に向けましては、4月以降も引き続いて道内国公立大学医学部や地域医療振興財団への要請のほか、5月には川崎市の医科大学を訪問いたしました。

こうした活動の結果、5月から週1回の非常勤内科医師1名を確保したところであります。

また、耳鼻咽喉科について常勤医師の退職願の提出がありましたが、関係機関等に要請を重ねた結果、非常勤医師の確保ができましたので、7月1日から当分の間、週2回外来診療を行う体制といたしました。

なお、民間の耳鼻咽喉科医院が11月1日に、市内に開院する予定と承知しております。

医師確保は、病院経営の最重要課題でございますので、院長、副院長、さらに継続して勤務いただけるようお願いをするとともに、関係機関等に精力的な要請活動を行い、医師の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、健全化団体指定継続の見通しについてであります。6月13日に平成16年度の健全化計画実績報告書を道に提出し、病院みずからの改善策や本年4月に策定した「美唄市地域医療ビジョン」について説明をいたしました。こうした市の取り組みについて、道段階では一定の理解をしていただいたものと考えておりますが、私といたしましては指定継続に向けて国や道に対し、再度要請を行ってまいりたいと考えております。

なお、今後の見通しといたしましては、7月4日に予定されている総務省と道とのヒアリングを踏まえ、その後一定の方向が示されると伺っております。

次に、美唄21世紀まちづくりプランについてであります。平成13年度から基本構想と、これに基づく前期基本計画をスタートさせて以来、今日まで地方分権の進展や国の構造改革の動き、市町村合併議論、深刻な財政状況など、本市を取りまく社会経済情勢はさまざまな面で変化してきております。平成18年度からスタートする5年間の後期基本計画につ

いては、現在の基本構想の内容を基本とし、前期基本計画の進捗状況、社会経済情勢の変化を十分踏まえ、策定してまいりたいと考えております。

人口推計においては、基本構想において交流人口の増加に努めるとともに、定住策、雇用増対策に積極的に取り組むこととしており、目標年度である平成22年度に3万1,000人と想定しており、後期基本計画においても基本的にこれをベースとして総人口、世帯数、産業別人口などの人口フレームを考えております。

また、財政推計については、国の三位一体改革の改革等、不確定要素が多い中ではありますが、計画の実効性を裏づけるものとして重要であると考えておりますので、後期基本計画を策定する中で、十分検討してまいります。

次に、後期基本計画についてであります。策定作業の進捗状況については、本年2月に策定の基本方針を定め、現在市内においては後期基本計画に予定している施策及び事務事業の整理を行っております。

また、まちづくり委員会においては、分野別に4部会に分かれ、提言に向けたまちづくりの課題について検討を行っていただいております。今後9月には、まちづくり委員会からの提言をいただき、後期基本計画素案を策定し、10月にはまちづくり地区懇談会での説明、意見募集、11月には総合計画審議会への諮問を予定しております。この答申を明年2月にいただき、計画の決定をし、3月には議会にご報告してまいりたいと考えております。

次に、前期基本計画の実施状況についてであります。平成16年度末での計画掲載事業

の着手済みのものは、追加事業も含めて434事業のうち407事業、着手率としては85.7%で、事業費ベースでは75.4%の進捗率となっております。

私の公約につきましては、可能な限り後期基本計画期間中に取り組んでまいりたいと考えております。

また、計画の推進管理につきましては、個別に事務事業評価、施策評価を行い、毎年度達成度の確認と見直しをし、その結果を公表するとともに、アンケート調査等により、市民の皆様の満足度の測定をして、時代状況と行政需要に対応した施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

予算管理に関しましては、計画掲載事業を基本として予算化し、新規事業として必要なものは事前評価の上、計画に追加する方法を徹底してまいりたいと考えております。

ご提言いただきました実行計画シートにつきましては、他市の事例を研究し、検討させていただきたいと考えております。

次に、事務・権限移譲についてありますが、地方分権一括法の施行に伴い、本市に権限移譲された事務のうち、主なものを申し上げますと、浄化槽の設置届出の受理及び使用の開始に係る報告書の受理に関する事務、鳥獣の捕獲及び卵の採取等の許可に関する事務などがあります。

財源移譲については、事務ごとに単価が設定されており、処理件数に応じた交付金が交付され、平成15年度の実績で申し上げますと、市全体の処理件数は258件、62万6,000円が交付されたところでございます。

また、本年3月、道から「道州制に向けた

道から市町村への事務・権限移譲方針」が出され、道が所掌する約2,500件の事務事業と約4,000条項の権限のうち、補助事業や内部事務を除いた直営事業から189件、権限で2,054条項が市町村への移譲対象とされました。

移譲に当たっての財政措置については、原則として移譲される権限事務の項目ごとに、事務処理に要する時間に応じた人件費、旅費、諸経費など一定の算式により積算された事務処理1件当たりの単価に、前年度の事務処理件数を乗じた金額が交付されるほか、道が手数料を徴している権限事務の場合、市町村において手数料を徴することができることとされ、道が設定した1件当たりの手数料が経費に相当する一定の算式により積算された事務処理単価を下回る場合は、その差額に処理件数を乗じた金額が交付されることとなっております。

事務・権限の移譲に伴い必要となる人員の確保・育成については、市町村みずからが必要な人材を措置することが原則となりますが、道職員の派遣について求めがあるときは対応するほか、移譲事務・権限に市町村職員が習熟するための研修・訓練等を行うことが必要な場合は、市町村職員を研修員として受け入れるなど、適正な事務処理の確保に係る支援措置を講じることとされております。

道から市町村への事務・権限移譲方針の対応については、道の意見照会に対し、「市町村の意見を尊重した円滑な移譲となるよう、協議時間を十分に確保すること」などの意見を提出したところであり、事務・権限移譲方針に「毎年度、市町村に移譲要望を照会し、要望があったものについて協議を進める」な

どの考えが盛り込まれたところであります。

なお、道では、今後市町村から要望があったものについて協議を進め、平成18年4月からの移譲を目指すこととしております。

次に、地方分権と自立のまちづくりについて、自治基本条例の制定についてであります。自立に向けたまちづくりを市民の皆さんとともに進めていくための基本的なルールづくりに向けて、現在市民公募委員5名と職員委員5名からなる「わたしたちの自治検討委員会」において、先進自治体の条例研究、条例の構成及び具体的な条文の検討などを行っているところであります。

条例制定に向けては、来年の5月をめどに、委員会の意見を反映させた条例素案を策定し、条例素案に対する市民からの意見募集やまちづくり地区懇談会での説明・意見交換などを経て、平成18年度中の制定を目指し、作業を進めております。

検討に当たっては、まちづくりの基本理念を定めることにより、他の条例や計画等の策定指針となる基本条例としての性格を持つとともに、市民の皆さんの権利等を明確にし、市の組織・運営に関する基本的事項を定めるなど、まちづくりに必要な基本原則を網羅する総合条例としての性格をあわせ持つ条例づくりを基本に進めているところであります。

最後に、ゆたかニュータウン集会所について、管理運営についてであります。公営住宅の集会所は「美唄市営住宅管理条例」並びに「公営住宅法」により「共同施設」と規定されており、「入居者の共同の福祉のために必要な施設」として定義されております。

管理運営につきましては、条例により公営

住宅とともに共同施設の費用負担、保管義務、禁止事項などのほか、必要な事項は「美唄市営住宅集会所等管理運営要領」により定めております。

ゆたかニュータウン集会所は、建替の以前より地域の人々にも利用されており、建設に当たっては入居者と地域住民相互のコミュニケーションを図るための集会室も含め計画されたものであります。

こうしたことから以前と同様に、自治会で構成する連合町内会により、その管理運営が行われてきたところではありますが、現在は団体自治会の一部が退会している状況となっております。市としましては、自治会相互の理解と協力を得るため、管理運営のあり方などについての話し合いを進めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 18番紫藤政則君。

●18番紫藤政則君 何点か再質問をさせていただきます。

病院の廃止報道ですが、心配したけれども、従来の考えは変わらないでこれからもしっかり頑張りたいと、こういうご答弁でした。ただ、中に改善事項については、赤字の病院はやめるのが基本だと、こういうくだりもあるということでございます。

4月に策定されました地域医療ビジョンの経過の中で、労災病院再編についてのくだりがありまして、私どもの認識とすれば、平成16年、昨年3月末に厚生労働省から労災病院の再編計画が発表されました。このことが現時点での労災病院にかかわる今後のいわば方向と、こういう押さえでいるわけなんです。

その中身は、美唄労災病院及び岩見沢労災

病院については、同一の2次医療圏に設置されているから、平成19年度までに統合することとされ、統合に当たっては一方の病院を分院として存続させることが決定されたという表現であります。

新聞では、この表現も岩見沢とじゃなくて、岩見沢に持っていかれちゃうと。「と」と「に」というのは1字違いですが、えらい違いなんです。ここも私はおもしろくないです。

それから、赤字のところは廃止するというのは、小泉首相になられてから自由競争の原理だとか規制緩和とか勝ち組、負け組とか、こういうことをあちこちで言っているんです。官から民の議論もそういうものに立脚している。ころころ変えたって何も驚かないです。

しかし、一方で、いまほど市長からありましたように、厚生労働省、そして労災病院にかかわる事業団、これらについての出している考え方というのは、少なくとも国においてもこのことが公式な姿勢として堅持されているということなんです。そして、それに向けて必至の努力を労災病院の関係者の皆さん、されているわけなんです。

マスコミ報道は、マスコミの自由なのかもしれない。しかし、第4の権力とも言われるぐらい、その影響力は極めて大きい。市民の皆さん、これ見て、労災病院もうだめかと、こう感じる人多いです。私どもは、その前段の公式見解を知っているから、何言っているのだろうというのが一部あります。新聞報道にありました労災病院の事務長が、風評被害が心配です、医師確保が心配ですというお話をされた、まさにそのとおりだと思うんです。市長が掲げる地域医療ビジョンにしましても、

それぞれ経営主体が異なっていて、非常にシビアな微妙な問題を含みながら進めていかなきゃいけない問題なんです。断定的なことも言えない、責任と権限がそれぞれ違う両病院を全体の視点からすれば、総合病院が2つあることは困難だからやはり一本化してそれぞれのいいもの、歴史的に積み上げてきたものを相乗効果が働くように市民の視点で新しいものをつくっていかうということで打ち立てた。しかし、この実現に向けては、大変な努力と障害がある、このことも事実です。

ですから、この現状なり今後の方向というのは、私どもがいま調査特別委員会を設置して、その中での一定の議論も重ねさせていただいていますけれども、やはり慎重に、そして効果的な、そういった対応というのを議会も執行側も求められているというふうに思うんです。

そんなことからしますと、北海道新聞に訂正記事出してくれという気持ちありますけれども、一方で赤字は廃止だと原則書いているんですから、それをつなげていけば、美唄の労災病院は赤字だから廃止かと、あえて言えばそうかもしれません。しかし、あの活字のかさ、2日連続したあの趣旨、これからするとやはりこの報道の姿勢に関しては、地域の視点とか住民の視点とか、それからいまかかっている病院の経営とか、こういったことの視点というのがあったのかどうかと、極めて残念に思う次第なんです。

それで、市長、定例記者会見等も重ねておいでになるし、それからマスコミの皆さんとのコミュニケーション等も図っておられるでしょうし、けんかせいと言うつもりはないで

すけれども、十分現状と今後の見通しと市長の腹と、こういうものをきちっと理解をいただく、そういう場をつくっていく必要があると思います。

あわせて、これは市民に対するメッセージだから、原稿見ればどうしても下向いてしゃべるんだけれども、もう1度いま申された方向にいる、いない、すぐ廃止なんて話になりません。平成16年3月に出された国の方向というものが公式見解でもあり、そのことはいままも当然生きているし、それに向けてしっかりやる、長としての責任を果たす、ひとつそういうメッセージを改めて迫力あるメッセージを出してください。これは、病院の報道に関する再質問です。

それから、まちづくりプランの問題ですけど、基本構想に関して、多治見市の例も先ほどお話しましたけれど、構想というのは神聖にして侵すべからずもんじゃありません。情勢の変化に柔軟に対応するのも構想なんです。ただ一方、議会の議決が必要だということの手続き上の煩雑さあるかもしれません。けれども、これはいま、あの5年、作業のスタートからすれば5年以上前です。情勢が大いに変化しています。市町村の合併議論というのは、そのときありましたか、具体化されましたか、ないですね。財政の状況も大きく変わっているじゃないですか。三位一体改革というのは、言葉としては出てなかった。交付税の大幅縮減も、その段階では把握していなかった。根底になるベースが大きく崩れているんじゃないでしょうか。こういった意味で、見直しについては、私は柔軟に対応すべきだと思います。

3万1,000人の将来人口に関しては、国だっ
て出す計画、出す計画全部だめじゃないです
か。年金にかかわる今後の少子高齢化の状況
の試算にしても、合計特殊出生率等の試算に
しても狂っているでしょう。途中で見直して
いいんです。なぜといえば、この基本構想に
掲げる1つの柱、これに基づいてまちづくり
を進めるし、あわせていろんな意味、たとえ
ばごみの処理計画もそうです、地域福祉計画
もそうです。さまざまな各般にわたる計画が、
ここをよりどころとして個別計画として出て
くるんじゃないでしょうか。私は、柔軟な発
想での見直しが必要だというふうに思います
けど、答え変わらなくても結構ですから、ひ
とつ改めてご見解をお聞かせいただきたいと
思います。

実効性を担保する問題ですけど、まずタ
イムスケジュール、平成18年、こういうこと
をめどにということですが、1つ申し上げて
おきたいのは、急がんでください。この基本
条例は作ることを目的化してはだめなんです。
作る過程の中の議論が極めて大事だと言われ
ています。制定過程の大切さであります。こ
のことを再認識していただきたいと思いま
す。いまご苦労されていると思いますが。

それと、議会の役割ですけども、いわゆ
る自治基本条例は行政基本条例と議会の基本
条例をあわせて、いわゆる基本条例と、こい
うふうに言われていると、北大の神原先生
のお話だとそういう整理をされています。議
会条項があって、初めて自治基本条例とい
うものが言えると、こう言われています。先
進で、全国に先駆けてつくった二セコもこ
の議会条項入ってないんです。見直し条項
があります

から、その中で議会条項についても考えたい
ということなんです。議会のことは議会で決
めなきゃならないと思います。議会のことを
市長がつくるというのは、つくりづらいでし
ょうから、市民の皆さんに集まっていただ
いて、その中で議論が出てくるかもしれませ
んけれども、私は議長ではありませんから、議
会としてこうしたいなんてことは言えませ
ん。言えませんが、議会運営委員会の中で、
議運の委員長内馬場議員ですが、議運の中
で、この定例会終わったら議会の市民の視
点での議会運営をいかにやるべきか、開か
れた議会、議会の発言の活性化、長と議
会との関係の緊張関係、それぞれのレベル
が高まるような議会のルールつくっていか
うよという、そのための作業に入ることを
確認したんです。

ぜひ、長としてもその姿にイメージをす
る美唄らしい自治基本条例、まちづくり基
本条例に持っていくために、議会条項に関
してもひとつ新しい議長と十分意思の疎通
を図って、そのことがぜひ具現化されるよ
うな、そういう姿勢で臨んでいただけない
でしょうか。私も議会の中で頑張りますし
、そういった議論をこれから広げて全体
のものにしていければいいかと、そうい
うふうに思っておりますので、この辺に
ついてのご認識、改めてお伺いをしたい
と思えます。

それと、これから具体的に取られる後
期計画の事業の把握についてですけども、
お聞きをしますと前期計画の段階でも美
唄が事業主体になり、国、道に対して負
担金を納めるなり、いわば予算にかかわ
る、こういったものをベースにした事業
の把握ということだそうです。しかし、
まちづくり計画は、こ

の中にある国の事業、道の事業、あわせて民間の事業、こういうものが相まって美唄のまちづくりが推進をされていくということは事実でありますし、把握するのなかなか困難かもしれませんが、やはりこの地域を預かる最高責任者、執行権者として、この事業の把握についてしっかりとした把握をされて、盛り込めるものは盛り込む、人のやる仕事でも盛り込んでいくという、そういった後期計画にしていただけないでしょうか。対象事業の把握について、改めてお尋ねをします。

それから、根幹事業、原町市の例を出しまして、ご答弁では推進管理と表現しましたが、いわば実行管理です。この考え方なんですけれども、400数十の事務事業を全部事業管理せというふうに私は言っているわけではないんです。原町は美唄より少し人口が多いですけども、58の事業をいわば根幹事業としてこれをしっかり管理していこうと、これが原町市にとって、このことの推進がまちづくりにつながるという意味で選定した根幹事業。

美唄で言えば、主要施策ということでしょうか、予算書上の主要施策の概念になるのでしょうか。これらを整理して、その進行管理をしていただきたいのです。400何十の進行管理なんて毎回なんかやれるわけないんです。開くだけでも大変です。絞った上での進行管理をすべきでないですか。そういうお考え、先ほど少しく示されましたけれども、改めてひとつお尋ねをしたいと思います。

分権の問題でございしますが、余りしつこく申し上げません。道からの移譲については、道州制とか分権とか耳ざわりのいい話してますけれども、一方では道の火の車の財政をど

うするかというのもあるんです。だから、町村会あたり極めて冷静というか、冷ややかに見てます、反発もしています。ここで大事なことは受け皿、そしていまの美唄市の事務事業をきちっと整理することです。視点は、市民の皆さんにとってどうなんだろうかという視点です。しかし、身の丈に合った仕事をこれからしていかなきゃならないわけですから、そんな意味で言われて考えるんじゃなくて、自分たちの考えをしっかりと持つ、こっちからぶつけていくぐらいの気概がなきゃ、またこれぎりぎりになって何となく仕事ふえたということになります。財源の裏づけのない仕事が増えることになると思います。そんな意味での受け皿づくりと、その体制づくり、これ余り時間ないんじゃないでしょうか、ぜひひとつよろしくお尋ねをしたいと思います。

自治基本条例は、さっきの総合計画、まちづくり後期計画の部分でお尋ねしましたんで、これについては再度ご質問は避けたいと思います。

最後のゆたかニュータウンの集会所です。市長は、良好でない管理運営の現状というものを把握していらっしゃると、これから引き続き話し合いしていきたいというご答弁でした。このゆたかニュータウンは、私が申し上げるまでもなく、足かけ7年、滝市長の構想、井坂市長の2代の市長がかかわりまして、97億0,400万円です。巨額の投資をして、そして市営289戸、道営141戸、430戸の団地がつけられた。そして、この集会所と併設して東地区生活支援センター、これも機能して、亡くなられた堂田部長、当時の建設部長、そして福祉の関係者、従来の縦割りから住民の視点で

縦割りを排除して、福祉も建設も一緒になって知恵出そうと、こういうことで道とも十分協議をし、国とも協議をしてつくった大団地です。この辺にないですよ、これは。大都市へ行かんきゃないぐらいの規模です。この間、大変な町内の運営でも関係者の皆さんご努力をされてきた、引っ越し等も大変でした。その後の町内会づくりも大変でした。大変なご努力を重ねてきて今日に至ってるんですが、不幸なことに主役となるべき公営住宅の人々が、この集会所の利用に関して差別扱いともとられる料金の支払いを余儀なくされているわけです。ここに至る経過は、いろいろあったんでしょうけれども、その経過に触れる必要はないです。最初は、みんな団地仲よくやっていたんですから。しかし、現状はそういう状況になっている。

地方自治法第244条、私はここに考え方として違反していると思います。「公営住宅法」の「共同施設」のあるべき管理運営、「公営住宅法」も「政令」の方も詳しく書いてないんです。料金はみんなで負担してやんなさいということなんです。あの法律は、建設のときに補助をどうするかと、そんな視点での法律ですから、管理運営に関してはわかりやすいこと書いてないんです。公の施設ですから、やはりこの施設は地域福祉会館的な形で運営をしていますけれども、補助絡み等でいけば公営住宅の「共同施設」という位置づけになっているわけだから、個別法が優先するから「公営住宅法」だというふうになっているんですけれども、私は具体的な規定というものがなされてないと思うんです。地域福祉会館の条例では、具体的に利用料金制を定め、

管理受託者の役割を定め、料金設定も別表で示して、1日借りたら幾ら幾らと料金設定も条例に明示しているでしょう。そして、その範囲で利用料金ということですから、その範囲で料金を定めるところは長の承認を得なさいというルールです。こういう定めをしているんですが、公営住宅に関しては、そういった集会所に関しては効率的なひとつの制約というのでしょうか、そういうのもあって、いまの美唄では管理運営要領、こういうことで定めざるを得ない。その要領も料金の設定、その他についての規程がないものです。具体的な規程がないもんです。

こういった、いわばルール整備も一方で必要ですけれども、現状というのはこれ以上放置できないと私は思います。だれが悪いとかどうだとかと言いません、そんな話は。しかし、放置できない管理運営状態だということの、市長は認識がおありになるから、現在は良好でない管理運営状態だと、言葉にも気をつけられてご答弁をされたんでしょう。しかし、待ったがきかない。公営住宅に入っている人、個人住宅に入っている人と比較して2割高くあの施設使っているんです。4月からです。自分らがやらなきゃならないのに何で2割高く払わなきゃならないんだということなんです。これらは、早急に是正しなきゃいけない。私は、あるべき管理運営の限界を超えていると思うんです。判断をするべきでないでしょうか。具体的にどうこうというつもりありませんけれども、設置者としての判断をぜひ明確にすべきだろうというふうに思うんですが、その辺ひとつ市長の肉声をぜひ伺いたい。

従来、担当課長含めて、本当に皆さん方とコミュニケーションとって何とかしようということで頑張ってきたんです。しかし、それがそうになってない。ですから、ここはやはり判断すべき人が判断をしなければならぬ局面に至っていますよということなんです。

その辺についてのご見解をお尋ねしたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

労災病院の問題につきましては、報道を私も初めて知りまして、本当に驚いた状況でございます。その中で、労働者健康福祉機構本部にいろいろ問い合わせしまして、機構本部の方針は変わっていないということで、私ども従来どおりの考え方を持っているということで。あと、美唄市としてやはり地域医療ビジョンで市立病院、美唄労災、両方それぞれが統合ということで一本化が望ましいということをお私どもも言っていますけれども、両病院が健全な形でなければ、統合することができないような状況でございますので、その両面で頑張りたいと考えております。

なお、この労災病院の問題は、相手があることですから、私慎重に対応していかなければならない、そんな問題だと思っております。これに向けまして、鋭意努力してまいりたいと考えております。

次に、将来人口の問題でございますけれども、現在の基本構想における将来人口は構想期間における各種施策を実施することによりまして、結果として3万1,000人になるという想定をしております。この将来人口について

は、将来のまちづくりの方向性を定める際の目安と考えておりました、そこに至る努力は惜しまずに行っていくものの、実際の人口と差が出てくることも現実にはあると考えております。

ご指摘のように、この将来人口をより現実に近づけるという考え方もあるかとは思いますが、後期基本計画においては現在の基本計画の将来人口をもとに可能な限り、この将来人口に近づける施策の組み立てを検討してまいりたいと考えております。

次に、自治基本条例についてであります。自立に向けたまちづくりを市民の皆さんとともに進めていく上での基本ルールとなる条例と位置づけておりますので、美唄らしい条例にしていきたいと考えております。

また、近年の動向としては、議会に関する規定を盛り込んだ条例が見られることから、今後これにつきましては、協議、検討させていただきたいと考えております。

次に、後期基本計画についてであります。国、道などが予定している本市にかかわる事業については、本市の事業と密接に関連するものと考えておりますので、情報収集に努め、可能な限り計画の中に取り込んでいきたいと考えております。

また、計画の推進管理の方法については、現在事務事業評価、施策評価により行っておりますが、このほかに市政執行方針に盛り込んだ事業や課題に関し、年4回庁議におきまして進捗状況を確認しており、これを後期基本計画に登載した事業と関連づけて行うことができないかどうか。また、先進地の事例なども参考にしながら、方法について検討して

まいりたいと考えております。

それから、事務・権限移譲についてであります。多くの事務・権限がある中で、個々に分析・検討する必要があるというふうに考えてございます。今後本当に市民サービスの向上につながるのか、それから住民自治の拡充を基本に受け皿づくり、これも大切なことでございますので、必要な体制の整備について十分検討した上、この対応に努めてまいりたいと考えております。

最後に、集会所の管理運営のあり方についてであります。その地域の実態や実状を踏まえまして、早急に自治組織の合意形成に向けて、市として努力してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 18番紫藤政則君。

●18番紫藤政則君 2点、重ねてお尋ねをします。

労災病院報道に関することですが、私は先ほど基本条例に関する議会条項の問題でちょっとお話し申し上げましたけれども、議会の動きを逐一タイムリーに報道していただくすべといったら、私は北海道新聞にお願いするしかないと思っています。美唄の担当のしっかりとした記者を配置しているのは道新だけです。とても大切にしていかなきゃならないと思っています。

議会の開会日程だって、事前に知らしめなさいというのをよく言われているんです。しかし、議会運営委員会というのはいつ決まるかといいますと、今回でいけば14日の招集なんですけれども、4日前なんです。最終的に議事日程決まるといったら、長が招集権ありますけれども、どんな日程で進めるとかとい

うふうになりますと、最終的に決まるのは本会議なんです。正式のを待ったら何もわからないんです。ただ、どの時点であるかってわかりませんけれども、市の広報等でやる限界あるんです。そして、影響力も極めて大きいわけです。ぜひ、この道新を中心としたマスコミの皆さんと、市長、先ほど2回目私言ったこと答えてないから、また聞くんですけども、十分なコミュニケーションと、重要な事業に関しては腹割って話してできるぐらいな、そういう関係を構築していただけないでしょうか、そのための努力をお願いしたいと思うんです。ぜひ大切にしていきたい。

美唄の視点で、市民の視点で記事をこれからも書いていただけるように、そういったひとつの関係を構築していただけるような努力をはらっていただけないでしょうか、よりよい関係です。癒着せと言っているわけじゃないです。よりよい関係を講じていただきたいと思えます。

それから、ゆたか会館の問題です。地域の関係者と早急に合意形成というお話でした。これは、合意形成をもう努力してきているんです、何回も。そうならないという現実があるんです。だから、課長、一生懸命頑張ってきたが、その上のレベルでの判断ですよということを私は申し上げたわけです。その辺どのようにお考えかです。

それと、もう限度超えてますということを申し上げた。受認の限度を超えてることなんです。ここのところの方針というのか、考え方がちょっと見えない答弁だったんで、そのことをひとつ重ねてお聞きします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の再々質問にお答えします。

報道関係との部分でございますけれども、これにつきましては、今後連携を密にしたいと考えております。

なお、集会所の関係でございますけれども、これにつきましては、私ども地域でやはり協働によるまちづくりというものが進められるのが望ましいと考えてございますけれども、いろいろ事実関係とか実態が非常に厳しいような状況になっているという、いま私も再認識しておりますけれども、そのようなことはあってはならないことでございますので、これにつきまして行政側として早急に話し合いの場を設けさせていただきたい、このように考えております。

●議長長岡正勝君 紫藤議員の本件に関する発言はすでに3回に及びましたが、会議規則第56条ただし書きの規定により特に発言を許します。

18番紫藤政則君。

●18番紫藤政則君 ご答弁はその域を出ないのかもしれませんが、集会所の問題です。私、身近にいるから、市長とはひとつの状況認識の距離感があるから、こんなものなのかもしれないですが、現場の建築課長はその辺大変苦慮されている。胃を悪くするぐらい苦慮されてると思います。

それで、私は先ほど地方自治法第224条の規定、公の施設の管理運営のルール、公営住宅法に係る共用施設というのは一体何なのかということをお話しました。それと、地域福祉会館の管理運営のルールもお話しさせていただきました。そして、これはちょっと言い過ぎ

だったかもしれませんが、ルール違反だと私思うというお話もさせていただいた。下手すれば懲罰に係るような発言なんです、これは。ルール違反でなかったら、どう責任とるのよと私に責めが来るぐらいの発言なんです。軽々に言えない発言です。

ここらを踏まえて、やはり決定権者なり、いわば判断できる方。建築住宅課長は、公営住宅の管理員なんです。これは結構な権限なんです。長から管理にかかって責任をいただいている人なんです。しかし、どういったって課長ですから、私は現場の苦悩ということ踏まえて少しく急いで、市長、ぜひ判断されるように。

私、地域とけんかしたり仲悪くするようなことをせと言っているわけじゃないですから、良好な管理に持っていくための判断をしてくださいということをお願いしていますから、改めて、しつこいようですが、ご見解をお尋ねします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員のご質問にお答えします。

集会所の管理運営のあり方につきまして、これは時間を要し、地域の方に混乱を招いているというような状態でございますので、早急に話し合いの場を設けさせていただきたいと考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

15番内馬場克康君。

●15番内馬場克康君（登壇） 平成17年第2回市議会定例会に当たり、大綱4点について、市長並びに教育長に質問をいたします。

大綱1点目は、環境管理システムについて

であります。環境の悪化が懸念される状況の中で、地球温暖化防止のために世界が協力していく枠組みである京都議定書が本年2月に発効されました。しかしながら、環境を保全していくことは決して容易なことではないと思います。

そのために、私は平成12年第1回定例会において、本市においても環境の負荷を軽減し、あわせて環境に対する意識の向上、経費の節減にもつながる環境施策の1つとして有効であるISO14000シリーズの認証取得について、市役所が取得をし、市が率先して環境保全に努めるべきではないかと、これまで繰り返し質問を行ってきました。平成15年第4回定例会の中で、ISOの認証取得にかわる新たな環境管理システムとして自治体が取り組みやすい環境自治体スタンダードの導入について十分検討するとの答弁が前市長よりありましたので、その後の状況についてお伺いをいたします。

その1つは、環境自治体スタンダード概要について、どのような内容なのかお聞かせをいただきたいと思います。

2つには、環境自治体スタンダードとISO14000シリーズとの比較について、ISOの認証取得と比較して自治体スタンダードが自治体としては取り組みやすいというお話でしたので、その比較において相違点、手法、費用、効果などについてお聞かせをいただきたいと思います。

3つ目は、環境管理システム導入の取り組み状況についてであります。ISOや環境自治体スタンダードなど、導入に向けてるる検討されたと思っておりますので、現在の取

り組み状況についてお伺いをいたします。

大綱2点目は、雇用情勢と対策についてであります。去る4月26日、総務省が発表した労働力調査によりますと、全国の2004年度の完全失業率は前年度比0.5ポイント、4.6%と改善し、2000年度以来4年ぶりに4%台に低下し、またこの3月期の完全失業率についても0.2ポイント改善の4.5%ということで、総務省は一部に厳しさは残るものの全体として雇用情勢は改善基調にあるとの発表でありました。この中で、全国10ブロック別の3月期の完全失業率では、北海道の改善幅が一番大きく、前年同月比1.1ポイント減の5.9%ということで、2002年には8.1%と最悪の雇用情勢が改善されてきており、リストラや企業倒産などによる失業者が減少しているとのことでありましたが、美唄市における雇用情勢は依然として厳しいように聞いておりますので、以下美唄市の雇用情勢についてお伺いをしたいと思います。

その1つは、市内企業の雇用情勢についてであります。ハローワーク美唄で取り扱った平成16年度の雇用保険資格喪失件数での状況について、平成15年度の前年対比で主な業種別にお聞かせをいただきたいと思います。

あわせて、3カ年程度の企業倒産、閉鎖などの状況について、業種別とそれに伴う解雇者数についてお聞かせをいただきたいと思います。

さらに、今後における事業閉鎖あるいは経営縮小等を予定している情報があれば、あわせてお伺いをしたいと思います。

2つ目に、雇用対策についてであります。従来国あるいは道における雇用対策として、

職業訓練に対する助成あるいは緊急雇用対策の事業実施などの取り組みなどが進められておりますが、これらを活用しながらも市内の就業状況は相当に厳しいものがあるように見受けられますが、市としての雇用対策について、どのように考えて取り組みされているのかお伺いをいたしたいと思っております。

3つ目は、新規学卒者の就業状況とその対応についてであります。岩見沢公共職業安定所の発表によりますと、同職安管内、美唄、岩見沢、三笠などを含む8市町村で今春高校卒の3月末の就職率は、前年同月よりも6ポイント低い78.8%ということで、求人数はあるものの地元求人が少なく、高卒者の9割が地元就職を望んでいるため、今春高校を卒業した就職希望者の約21%が4月に入っても就職が決まらないとのお話でありました。美唄市におきましても、例年新規学卒者の就職状況は厳しいものが続いておりますが、市内高校とあわせ短大、専修学校等の就職状況についてお伺いをいたします。

また、就職先がない卒業生に対する対応として、市としてどのようなことを考えているのかあわせてお伺いをいたします。

4つ目は、美唄市雇用対策連絡協議会の活動状況とその実績についてであります。この協議会は平成14年8月に、商工会議所が主体となって設置をし、この目的は厳しい雇用情勢に向けて、雇用の受け皿づくりや人材養成など、雇用の場の確保のための方策や方向性を目的に設置されたと聞いておりますが、この構成団体を含め、今日までの活動状況とその実績についてお伺いをするとともに、この組織は市とのかかわりがあるとすれば、ど

のような形になっているのかお伺いをいたしたいと思っております。

大綱3点目は、民間遊休施設活用への助成等についてであります。長引く経済不況により企業等の合理化による縮小、撤退あるいは倒産等が続いており、大変厳しい状況が続いております。このような状況の中で、美唄市におきましても空き工場や空き店舗が目立ち、これらの空き施設が活用されることにより活性化につながっていくものと考えております。

そこで、この空き施設の活用について、助成等の優遇措置の話が出ておりますので、お伺いをいたします。

企業立地に当たっては、空知団地や東明工業団地への新規企業の進出については、市としても投資額に対する助成をはじめ、雇用に対する助成、税の優遇措置などがあり、さらには北海道等による各種助成がありますが、そこでお聞きをいたしますが、遊休施設の積極的活用ということで、1つには新規企業進出による助成措置についてどのようなになっているのかお伺いします。

また、2つには、空き工場や空き店舗等を活用した場合の助成措置がどのようなになっているのかをお伺いいたします。

以下、教育長にお伺いをいたします。

大綱4点目は、学校パワーアッププランについてであります。道教委におきましては、学校教育の直接の担い手である教職員の活動は、児童生徒の人格形成に大きな影響を及ぼすものであり、教職員の資質能力の一層の向上が求められているとのもとに、学校が地域や保護者の方々、さらには社会から信頼と協

力を得て、教員がその資質能力を発揮するためには大きく変化する時代に的確に対応できる能力を育成する必要がある。

一方、今日指導力が著しく不足する教員や休職者の中でも、特に精神的な疾患を原因とする教員の増加、依然として後を絶たない教職員の不祥事などの信用を損なう教職員が一部に存在することが問題となっており、このため道教委としては教職員の資質能力の向上に向けた総合的対策を学校パワーアッププランとして取りまとめ、取り組むこととすることが、このプランの策定趣旨であります。その取り組み内容といたしましては、

1つには、教職員の資質向上に向けた具体的な取り組みとして、現職教員の育成と研修、資質向上に向けた人事の推進、採用選考基準の改善など。

2つには、表彰や心の健康づくりなど、生き生きとした職場づくりの取り組みとして、教職員の表彰制度の見直し、健康づくりのための方策など。

3つには、不祥事の未然防止に係る取り組みとして、教職員の不祥事の事例分析、不祥事防止に向けた研修など。

4つには、不祥事未然防止に向けた緊急対策として、不祥事の未然防止は何よりも喫緊の課題として、17年度においては教育職員のモラルや使命感向上の取り組み、懲戒処分の指針、基準の策定、周知など、以上のような内容になっており、細項目としては60項目の内容となっております。

道教委としては、このプランの進め方として市町村教育委員会、校長会等と連携を図りながら、教職員資質能力向上推進委員会にお

いて、具体的方策の推進を図るとともに、適宜必要な見直しを行うものとなっておりますので、以下この学校パワーアッププランについてお伺いをいたしますが、

1つには、パワーアッププランに対する考え方についてであります。このプランについては道教委の任免にかかわるすべての教職員を対象とするが、市町村立学校の教職員については、市町村教育委員会の協力を得ながら進めることとなっております。

教職員の任命権は、道教委にあるものの服務監督権者としての市教委の果たす役割は極めて重要と思っておりますので、このプランに対する教育長の考え方についてお伺いをいたします。

2つには、指導力向上制度についてであります。道教委による資質能力の回復が必要な教員は、平成17年度は6名ということで聞いておりますが、美唄市には該当者はいないのか、この点についてお伺いするとともに、あわせて指導力不足教員に対して道教委においては、平成14年度に指導力向上制度を導入し対応してきていると聞いておりますが、その指導力向上制度の内容についてお伺いをいたします。

3つ目は、不祥事の未然防止についてであります。

その1つは、懲戒処分件数についてであります。道教委によりますと、懲戒処分件数については、平成14年度は全体で274件、平成15年度は全体で237件、平成16年度は全体で261件。なお、平成16年度の内訳で申しますと、交通事故が222件、体罰12件、わいせつ9件、金銭事故4件、その他14件と聞いております。

が、美唄市において懲戒処分に値するような事件についてあるとすれば、ここ5カ年程度について内容と件数をお伺いいたしたいと思ひます。

2つには、教職員の服務ハンドブックについてであります。道教委においては昨年、円滑かつ適正な学校運営に資するとともに、服務規律の保持を目的に北海道公立学校の全教職員に教職員の服務ハンドブックを配付したと聞いております。このハンドブックの内容について、概略お聞かせをいただきたいと思ひます。

以上この場での質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 内馬場議員の質問にお答えします。

初めに、環境管理システムについて、環境自治体スタンダードの概要についてありますが、環境自治体スタンダードはISOのような国際規格ではなく、自治体の環境政策の基準となるものです。このシステムは、住民の手による点検の仕組みが含まれており、市民が達成状況等について検証するため、全国一律の画一的なものではなく、地域の個性的な環境政策の取り組みが一層促進される仕組みとなっております。

次に、環境自治体スタンダードとISO14000シリーズとの比較についてありますが、ISOは国際標準化機構が制定した国際規格で、事務所ごとに認証を受けるシステムであり、認証取得や毎年の維持審査に多くの費用がかかるものであります。環境自治体スタンダードは、自治体の「環境自治体度」を測定する目安として政策の中身やマネジメントサ

イクル、市民参加の質の3つが同時に問われるシステムとなっており、自治体全体で1つの認証を受けるもので、ISOと比べて経費が少ないシステムとなっております。

また、ISOは審査機関が審査を行います。環境自治体スタンダードは市民参加の監査チームが審査を行う点が異なっております。

次に、環境システム導入の取り組みについてありますが、これまでISOや環境自治体スタンダードについて検討してまいりましたが、いずれも組織体制・費用などにおいて財政負担を伴い、一定の期間を必要とすることから、これらのシステムを早急に導入することは難しいものと考えております。

今後は、庁内に設置した環境マネジメントシステム検討委員会において、環境負荷低減に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、雇用情勢と対策について、雇用対策についてありますが、経済状況が厳しい中、雇用対策は本市の活性化にとって大変重要な課題であると考えております。これまで国の緊急地域雇用特別交付金制度を活用し、臨時的ではありますが、雇用の場の創出に取り組んできたところですが、この事業は平成16年度をもって終了したところであります。

このため、今後につきましては、求職者の技術や技能の職業訓練に対する支援をはじめ、若年者の職業意識の高揚を図るため、南空知地域の広域事業などに引き続き取り組むこととしております。

さらに、本年度、道は新たに若者の労働力需給のミスマッチの解消やものづくり職業への就業促進を図る目的で、全道8カ所で「地

域を担う若者ものづくり人材創出事業」を実施することとしており、本市におきましても地域人材開発センターに「技能ふるさと塾」を開設し、ものづくり職種への就業意識の醸成を図っていくこととしております。

次に、新規学卒者等の対応についてですが、市内高校におけるこの春の卒業生329名のうち、就職を希望した方は123名となっており、そのうち就職された方は80名で、就職率は65%となっております。

また、専修大学北海道短期大学の卒業生261名のうち、就職希望者は70名で、そのうち就職された方は50名で、就職率71.4%となっております。

また、北海道コンピュータ・カレッジや専門学校などの卒業生数は51名で、そのうち就職希望者は43名、就職者数は41名、就職率は95.3%となっております。

新規学卒者における未就職者の対応については、本年度も引き続き南空知6市町村の広域事業として各学校やハローワークなどと連携を図りながら就職活動支援セミナーや会社説明会、面接会などを開催し、1人でも多く就職に結びつくよう取り組んでいくこととしております。

次に、美唄市雇用対策連絡協議会についてですが、構成団体は商工会議所をはじめ、ハローワーク美唄や企業団体、農協、建設業協会、市内各高校など24団体で構成され、これまで新規学卒者の地元採用やインターシップの受入促進など、雇用の推進に取り組んできております。

市とのかかわりについてですが、構成団体の一員として関係機関、団体との連絡調整な

ど、連携を図りながら雇用対策に取り組んでおります。

次に、新規企業進出による助成措置についてですが、空知団地や東明工業団地へ新規に進出した企業につきましては、投資額5,000万円以上、雇用5名以上など一定の要件を満たした場合、本市や道において助成措置があります。

また、固定資産税の減免につきましては、当初から3年間は全額免除、4年目は40%、5年目は20%それぞれ減額となります。

次に、空き工場及び空き店舗等を活用した場合の助成措置についてですが、空き工場を購入し、新たに創業する場合、本市におきましては新設の場合と同様の優遇措置がありますが、道においては助成等の優遇措置はありません。

また、空き店舗等の活用につきましては、美唄市中小企業等振興条例において、中小企業等が新たに開業し、または新分野へ進出する事業に対して一定の条件を満たした場合、開業等の経費の一部を助成することとしております。

なお、市内企業の雇用情勢については、経済部長から答弁させていただきます。

●議長長岡正勝君 経済部長。

●経済部長酒巻進君（登壇） 市内企業の雇用情勢につきましては、私から答弁をさせていただきます。

市内企業の雇用情勢についてですが、ハローワーク美唄で取り扱った雇用保険資格喪失件数で申し上げますと、平成16年度は875件で、主な業種では「医療・福祉が199件」で最も多く、続いて「サービス業が133件」、

「製造業が112件」となっております。

また、平成15年度との比較では、全体で39件減少しており、減少した主な業種で申し上げますと、「建設業で22件」の減少が最も多く、続いて「金融・保険業で21件」の減少となっており、減少した主な業種では、「運輸業で17件」の増加が最も多く、続いて「卸し小売業で11件」の増加となっております。

次に、ここ3カ年の企業倒産、閉鎖の状況につきましては、平成14年度で申し上げますと、「製造業2社」、「自動車修理業1社」、「建設業1社」、「小売業1社」の合計5社で、業種別の離職者数は「製造業で48名」、「自動車修理業で4名」、「建設業で9名」、「小売業で1名」、合計62名となっております。

平成15年度は、「サービス業3社」、「建設業2社」、「製造業1社」の合計6社で、業種別の離職者数は「サービス業で4名」、「建設業で19名」、「製造業で5名」、合計28名となっております。

平成16年度は、「小売業4社」、「製造業2社」、「建設業1社」の合計7社で、業種別の離職者数は「小売業で8名」、「製造業で73名」、「建設業で4名」、合計85名となっております。

なお、今後の企業の閉鎖、縮小等の情報はございません。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 内馬場議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、パワーアッププランに対する考え方についてありますが、パワーアッププランは今年8日付で北海道教育委員会教育長か

ら通知を受け、教職員の資質能力の向上に向けた総合的対策として取りまとめられたものとして、各学校への周知と今後の方策の実施に当たっての協力と配慮が依頼されたところでございます。

このプランの内容は、指導力向上に向けた研修、生き生きとした職場づくり、不祥事の未然防止など、教職員の資質能力向上全般について検討を進め、60項目の具体的方策を実施しようとするものでございます。これまでも個別に取り組みが行われてきているものでございますが、新たに教員の公募制や管理職の希望降任制度など、全国的に広まっている各種制度が盛り込まれており、今後はそれぞれの導入に向けた検討が進められることになるものと考えております。

教育委員会といたしましては、教職員が大きく変化する時代に的確に対応できる能力を育成し、その資質能力を発揮することは大切なことであると考えておりますので、今後の北海道教育委員会における具体的な検討に当たっては、市内校長会などと協議しながら学校現場の声も反映された実効性のある方策となるよう、空知教育局と連携してまいりたいと考えているところでございます。

次に、指導力向上制度についてありますが、学校教育の正否は直接の担い手である教員の資質能力に負うところが大きく、児童生徒の指導が不適切な教員への対応は重要な課題であると考えております。現在美唄市には、指導力向上制度に係る対象教員はございません。

また、この指導力向上制度の内容についてでございますが、職務に対する認識や専門的

知識及び技術が不十分などの理由により、北海道教育委員会の審査会で認定された指導力不足教員に対して継続的な観察及び指導を実施し、研修を行う体制を整備するとともに、状況に応じて教員以外の職への転職措置や免職等の分限処分を迅速かつ適切に行うなどの内容で平成14年度から実施している制度でございます。

次に、不祥事の未然防止についてであります。初めに懲戒処分につきましては、過去5年間の市内小中学校の教職員等の処分件数は、いずれも交通違反等によるもので、平成12年度及び平成14年度については、処分件数はなく、平成13年度及び平成15年度はそれぞれ戒告が1件であり、平成16年度は戒告1件と1カ月10%の減給処分が1件の合計2件となっております。なお、懲戒処分に至らない訓戒処分としては、平成16年度、交通違反等で訓告1名となっております。このほか、平成13年度に行われました北海道の教育に関する実態調査にかかわる訓戒処分として教職員83名、校長6名及び教育委員会3名に口頭注意を行っております。

次に、教職員のサービスハンドブックについてであります。このハンドブックは昨年12月に北海道教育委員会から札幌市を除いた全道の市町村立小中学校及び道立学校の教職員全員に配付され、内容は地方公務員の心構え、教職員の身分、学校組織、サービスや勤務時間等について基本的な事項や懲戒処分の事例などを具体的に学校教育法や地方公務員法等の根拠法令条文を示して体系的に整理されたものであります。

その活用につきましては、教職員が身近に

置いて日常的な場面で参考にすることが期待されているものと考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 15番内馬場克康君。

●15番内馬場克康君 再質問をさせていただきます。

初めに、環境管理システムについてでございますけれども、ただいま市長からご答弁をいただきまして、環境自治体スタンダードの概要とISOの相違点についても若干わかりました。

そこで、取り組み状況についてでございますが、平成12年からお話をしながら今まで理解しがたいものがありますので、私は市役所として環境管理システムの導入をするべきでないかということで、当初から来てございますが、きょうご答弁をいただきながらも導入するのかもしれないのか、なかなか見えてこない部分があるのかなというふうに考えますので、私はやはり時代背景にもしっかりと環境管理システムというものを導入して、実施状況を事業体としての市役所が市民に知らせる必要があるんでないかと、こういう考え方を持っています。

したがって、私は平成15年第4回定例会において、1つの例といたしまして北海道庁が平成12年度にISO14001の維持を認証取得しまして、平成14年度現在の成果ということで、認証取得前の平成10年と比較をして、たとえば電気、ガス、ガソリンの使用による二酸化炭素あるいはCO₂の量を12.5%減らしたと、この部分だけで経費の削減としては2億円程度の経費削減があったんでないかと、こういうお話もございましたし、また昼休み

の消灯あるいは両面コピーもしてて、それから水道の使用量さらにはごみの排出量等の抑制によりまして、平成12年から14年まででもって4億8,000万円という経費の削減が効果をもたらしたと、こういうことでありまして、その当時道庁といたしましては環境への配慮も必要であるし、一番大きなのは経費の節減にもつながってくるということから、この点を十分承知をしていただきたいというようなコメントを成果とともに道庁として発表してございます。

このことについて、平成15年に申し上げてございますし、またちょっとしつこいようですけれども、参考までに申し上げたところでございますけれども、先ほど福島県の前町の話が紫藤議員からありましたけれども、私もこのときに、平成15年7月でございますけれども、総務常任委員会ということで都市行政調査ということで一緒に福島県の前町へ行かせてもらってございます。その中で、ここは先ほどもありました人口4万8,000ちょっとですけれども、その中でISOについてお話を伺ってきてございます。この市においては、認証取得を平成12年4月に検討を開始したと、そして平成13年12月にはISO14001の認証を取得したということでございました。ですから、1年と10カ月ぐらいで認証取得していると。そして、そのときの経費についてお伺いしましたところ、平成12年度の1年目は一般的な事務経費がかかった程度であるということから、平成13年では認証にかかわる事務はすべて職員がやったという形でもって、経費としては最終的に職員がやったものが、申請をするということの手直しの部分でコン

サルに委託をするという部分で250万円程度ということでございました。

さらに、最終的にその審査を受けるということで242万円ということで、総体的にかかった経費としては600万円までかからないのではないだろうかというお話がございました。そして、ここには人件費は含まれてございません。したがって、この仕事をするためにほかのことを一切するなということで、全く専従ということで認証取得のために2人の職員を張りつけて専門にこれをやったということでいきまして、その職員については短期間でやるということで本当に大変忙しい目に遭ったというお話でございました。

それで、取得後の私ども一番気にする部分というのは、環境の負荷の軽減というものもちろんあるけれども、やっぱり市役所、事業所として経費の削減等にどのような影響を及ぼしたかということでいきますと、この時点では、ざっと概算押さえているんで、この1年でもって約3,000万円程度の経常経費の抑制ができたのではないだろうか、というお話もございました。

それで、前町におきましては、この14001の相乗効果によりまして、さらにISOの9000番をいま庁内で検討中と、ISOの9000番というのは品質管理かなんかに伴う部分でございますけれども、役所にもそれなりの関係が出てくるということで、やっぱり非常に14000番が効果があったということから、9000番も取得したいというお話を実は伺ってきたところでございます。

このようなお話を聞きますと、導入の費用等についても、相乗効果、後で浮かんでくる

経費の削減等々考えると、そんなに大きな金額ではないと私は考えますし、さらに、本当に取る気であれば、いつまでも検討している時間にかけているんでなくて、そんなに難しいものではないかと、このように思いますので、この辺についていま1度お伺いしておきたいと思います。

それから、雇用対策についてであります、道の雇用対策の一環といたしまして、「北海道雇用創出プラン」の拡充による2年間で5万人の雇用の場の創出ということで道が進められてきてございます。この間、知事のお話にありまして、結果として目標を上回る5万2,000人を達成する見込みと聞いております。

また、知事政策といたしまして、「1村1雇用おこし制度」ということで、内容といたしましては事務費の半額補助、1人の雇用ごとに30万円の補助などの支援、2年間で740人が雇用されたと聞いております。これらの事業が美唄市への効果としてあらわれてきているものがあるのかどうか、この辺についてお伺いをしたいと思います。

それから、空き工場及び空き店舗の助成の関係でございますけれども、大変経済情勢が厳しいという中で、設備投資もしない企業者にとりましては、若干、少しずつではありますけれども、上向ってきているのかなと言いつつも、なかなか大変でないかと、このように考えているところでございます。

そこで、空き施設をよりよく活用してもらうために、たとえば施設の賃貸、リース等により活用した場合の賃貸料の一部を助成する

などの優遇措置についてお聞きしているわけでございますけれども、いま空き施設、空き店舗を持っている所有者にとりまして、非常にそれが重荷だということがございます。その中で、特に言われていることは、その物件にかかわる固定資産の部分でお話があるわけでございますけれども、固定資産というのは所有者にかかわるものですから、賃貸等で貸した場合に相手方に対して新規工場を建てた場合の固定資産等の減免等の対象ということとはなかなか難しいなど、このように考えてございます。しかしながら、貸す方も借りる方もそういう重荷をしょいながらという部分で、なかなかそれを活性化のために役に立たないというお話もございまして、固定資産の減免というのは難しいだろうけれども、これに見合うような部分を何らかの優遇措置という形でもってあわせてないかと、このように思うものですから、再度お聞きをしたいと思います。

それから、教育長にお尋ねをいたしますが、不祥事の未然防止にかかわってでございますけれども、教職員のサービスハンドブックについてでありますけれども、ただいまお聞きしまして内容等についてはわかりましたし、もちろん本来常日ごろこれを大事に守っていくサービス規程の1つだろうと、このように考えてございます。

そこで、昨年12月にお配りしたということでございますけれども、市内の学校において一部の教職員がこのハンドブックを回収するという、配った目的に反するような行為が行われたというようなお話も聞いてございます。

そこで、これらのことがあれば、サービスハン

ドブックの十分な活用が図られないと、このように考えますので、このような事実が、話としては聞いてございますけれども、あったのかなかったのか、その辺についてお伺いするとともに、またこのサービスハンドブックについては、単に教職員に配付すればいいというものではなくて、やはりこのハンドブックを配った趣旨に沿って校内研修等においても内容の徹底を図っていかなくては、配付したことが無意味になるのではないかと、このように考えるところでございます。不祥事の未然防止を図る上からも、このサービスハンドブックの活用状況を調査し、この点を把握する必要があるのでないかと、このように考えますので、この点についてお伺いをいたします。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 内馬場議員の再質問にお答えします。

初めに、環境システム導入の取り組みについてであります。市といたしましてもこれまで光熱費削減などに努めてまいりましたが、環境管理システムについては、先ほど答弁いたしましたように、財政負担などの課題がありますことから、今後は本市の実態に即した目標等を定め、環境負荷低減に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、雇用対策についてであります。これまで国の緊急雇用対策事業において、防風林整備事業や障害児教育事業など、平成15、16年度の2カ年で20の事業に取り組み、総事業費で約7,900万円、延べ8,121人、日。実人員で101名の雇用、そのうち新規雇用者は86名となっており、本市にとりましても一定の効果はあったものと考えております。

また、1村1雇用おこし事業につきましては、今年度新事業展開を予定している企業があり、雇用創出に期待をしているところでございます。

次に、賃貸に係る優遇措置についてであります。空き工場や空き店舗等を賃貸により活用する場合の固定資産税の優遇措置は困難であると考えております。

なお、空き施設等の有効利用につきましては、先ほど申し上げました中小企業等振興条例の中で対応してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 内馬場議員の再質問にお答えいたします。

教職員ハンドブックについてでございますが、配付の趣旨が一部の教職員に十分理解されていなかったような経過もあったように聞いておりますけれども、校長会及び教頭会等を通じて適切に保管するよう指導し、教職員1人ひとりが適切な取り扱いをしているものと考えているところでございます。

また、今後の活用につきましては、いつでも活用できるよう教職員が身近に置いて、校内研修や各種研修会等において周知を図るなどして、さらにサービス規律等の徹底に努めてまいりたいと考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 15番内馬場克康君。

●15番内馬場克康君 2点について、再々質問をさせていただきます。

環境管理システムについてですけれども、ちょっとしつこいようでございますけれども、もう1度お伺いしたいと思います。市長のご答弁の中で、市においては当然、ISOや自

治体スタンダードの基本方針に基づくような形として、光熱水費の削減などについても大変努力をしていると、取り組みについて努力をしていると、こういうお話もございまして、さらに認証を受けるとなれば、組織体制、費用などにおいても財政負担を伴い、一定の期間を要するという部分でシステムの導入については取り組みをされないというようなことだろうと思うんですが、いま財政が厳しいという中で自立のまちづくりを推進しているわけですから、大変そういう部分でいけば今後のまちづくりにおいても新規の新しい事業を取り入れてものをやっていくとすれば、一番大事な財政問題、それから職員の問題等でもって大変な時期と、このように私は思います。

しかしながら、先ほども原町市のお話でも申したとおり、職員2人かかったということですから、1年かかれば職員の人件費2人専門にかかって500万円程度として2人で1,000万円。それから、諸経費としては全部含んで600万円ということですから、単純にお聞きする範囲だけでいくと1,600万円ぐらい、そしてその相乗効果が1年で3,000万円程度の効果が経費の抑制ということであらわれてくるというお話でございまして、いま非常に財政状況が厳しくて、今後の見通しもなかなか難しいという中でございましてけれども、だからこそ私は認証を受けて1回きりの相乗効果ではないと、これを受けることによって規制もきつくなっていくけれども、さらに次から次へとこれが長く続いていくわけだから、こういう状態のときこそ、このようなものをきちっと受けてやるべきでないかと、私はそう思う

んです。だから、いま状況が厳しいからなかなかできないんじゃないかと、状況が厳しいから思い切ってこの機会にやって、将来的に経費の抑制を図って行って、長い目で見てこういう相乗効果があらわれたんだというふうな持ち方をしなければならないというのが、私はいまの時代だからなお必要でないかと、このように考えているわけでございます。

そして、道内市町村においても、これちょっと古いんですけども、平成15年3月現在でもってISOの認証取得については、道庁のほか8市5町ということで受けてございまして、それから自治体スタンダードという形で重複市町村もございまして、安いということで2市3町が認証の取得を行っている、こういう実態にあります。したがって、実践をしている市町村の状況等をいま少しやっぱり勉強する必要があるんでないかと。平成12年の質問以降、私3回か4回やっているんですけども、井坂前市長は十分に検討してとの答弁をその都度いただいております。必要なものだというふうにいただいております。

しかしながら、私はその後の状況を見てきて、そんなに本当に十分に検討して取り組まれたのかというのがちょっと疑問なんです。これは、前の市長がお答えになったんだから、市長がかわられたとしても、当然職員の方はみんなかわっていないわけだから、その辺やはり議会であった質問に十分に取られるというんなら取られるような姿勢というものがもうそろそろあらわれていいんじゃないかと。したがって、道内でも認証をとっておる市町村だとか、そういうところの実例を実際に入って聞いてきて、とったけれど、や

っぱりだめだったと総体が言うんなら、これはとらなくてもいいです。だけれども、私の聞いている範囲では、それぞれ相乗効果というのは非常に大きいというふうに聞いていますし、いまこれからの環境問題に対しても当然必要なことだと、こう認識していますから、その辺で美唄市はどうするんだとお聞きしているものですから、この辺についていま1度お伺いをいたしたいと思います。

それから、雇用対策についてでございますけれども、厚生労働省の事業として地域提案型雇用創造促進事業と、通称パッケージ事業というのがございます。この事業の目的は、地域経済の活性化を通して雇用の拡大を図ることが最大目的でございます。これに基づいて、札幌市におきましては、札幌市を含む産業振興財団、札幌商工会議所など、官民で構成する札幌雇用創造事業推進協議会においてこれを受け入れて研修、就職セミナーなど、人材育成をはじめ、各種雇用のための政策に対応するというところで取り組まれることが決まりました。

また、昨日の新聞報道によりますと、岩見沢市においてもこの事業を活用して雇用対策を取り入れるということが決まったと、このように報道がありました。これらの事業というのは、札幌市の場合なんかは何億単位でものをやるようですから、規模は非常に大きいのかと、このように思いますが、規模が大きくて逆に美唄市にこの事業が適用しないのかどうか、ちょっとわかりませんが、これらの事業は美唄市に適用するのかどうか、適用するとしたらどう対応していくのか、この辺についてお伺いをしたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 内馬場議員の再々質問にお答えします。

最初に、環境管理システムについてですが、本市におきましても今後環境負荷低減に向けた取り組みを進める上でISO等も参考にしながら、本市の実態に即した対象項目や目標値を定めて実施結果に対する再評価、検討を行いながら実施してまいりたいと考えております。こうした取り組みの中で、環境負荷の低減と経費の節減がなされるものと考えているところでございます。

次に、地域提案型雇用創造事業についてですが、本事業は雇用機会が少ない地域において雇用創造に自発的に取り組む市町村で、地域の経済団体等から構成される協議会が提案した雇用対策の事業の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該協議会等に対し、その事業の実施を委託する内容となっております。

次に、事業の適用についてですが、本市においても適用になりますが、本事業を実施するに当たりましては国に対して事前にパッケージ事業を活用することを盛り込んだ「地域再生計画」を提出し、認定を受けなければなりません。あわせて事業終了後には雇用創出の実効性が伴わなければならないことから、これまで該当する事業に至らなかったものであります。

今後におきましては、さらに事業内容の周知を図り、実効性の伴う事業の把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

●議長長岡正勝君 午後1時まで休憩いたします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

19番荳司光雄君。

●19番荳司光雄君（登壇） 私は、大綱4点について、市長及び教育長に質問いたします。

まず、大綱第1点目は、地域経済であります。

その1は、市内の物流循環の変化、特に小売業の面ではコンビニの進出以来、旭友やりょーゆーなどの大型スーパー、さらに昨年より近隣にポスフルや大和ショッピングモール、イオンなど大型ショッピングセンターが進出しました。

さらに、札幌のJRタワー中心とするショッピングスタイルの変化は既成の考え方では全く通じない状況になっています。私が端的な数字を申し上げます。美唄市統計書の平成15年版によりますと、平成6年の卸小売業合計販売額は445億0,055万9,000円であります。平成14年は、これが315億0,074万円であり、マイナス130億円、約30%の売り上げ減となっています。

しかし、人口の面で見ますと、同じ平成6年は3万3,549人、平成14年は3万0,548人で、3,001人の減、8.94%の減となっています。これは、人口は約9%の減少であります。物販関係では約30%の減となり、単に消費者人口の問題ではない内容を含んでいることとなります。特に平成16年、17年が大型ショッピ

ングセンターの進出があります。近隣出店がありますから、この影響はさらに強烈にあらわれていると考えることが妥当だと思います。その上に、インターネット、カタログ通販あるいはテレビショッピングの構成などを考えると、美唄市の末端ユーザーの消費購買力の総量は、平成14年度の260億円をはるかに超え、平成6年度の340億円台をキープしているのではないかと考えます。まず、この変化と現況について、どのような認識を持っておられるのかお尋ねをいたします。

その2は、地域内循環の比率を高め、域外貿易収支で黒字を目指すことが地域の経済的自立を促すと私は考えています。したがって、経済基盤の支えである産業構造を考えますと、やはり第1次産業なくして第2次、3次、4次、5次などはあり得ないのが、地球上に生きる人間の定めであり、ルールであると私は考えるようになりました。これは、原始社会からの歴史を振り返ればおのずとはっきりするのではないかと思います。美唄の第1次産業は、石炭と農業でありました。地下鉱石資源の石炭は、第2次産業に欠かせないエネルギー源でありましたが、石炭の果たしてきた役割とその終焉の姿はここで改めて述べるつもりはありません。

したがって、美唄市の農業は粗生産額の多寡の問題としてとらえるのではなく、美唄市経済基盤の基点である、その意味で基幹産業として位置づけすべきであります。しかし、農業とて生産者の私有地であります。しかしながら、すべてが私経済であり、みずからの経営を成り立たせなければなりません。その上に、地域における経済基盤の産業構造上の

基幹としての責任を果たすという使命感を持たざるを得ないというのが、私のいまの到達段階であります。したがって、美唄市の第1次産業を起点として、第2次の工業、農業と連関した確固としたものはもちろんのこと、その他多種多様な現在の2次工業の進化を図り、そして3次産業の商業と結びつきながら、最終決着者である消費者と結ぶ産業クラスターの形成、構築を戦略として立てるべきであります。このことに対する市長の見解を伺います。

その3は、経済は私経済であり、主役は民間であることは論をまたない原則であります。このように全く流れが変わり、20世紀、特に戦後60年目を迎えて根本的な構造改革をみずからの意思で自立計画を練り上げ、実践して結果を出すしかないのであります。国の国債残高770兆円、その他公団など、それら借金を含めると、まさに今日まで中央集権的な社会主義とも言える霞ヶ関の官僚行政及び永田町の国会議員の役割は完全に破たんしたとしか言いようのない現状であります。そのツケを聖域なき構造改革などと言いながら、みずからの構造改革は權益を死守することにきゅうきゅうとしながら、地方と国民にかぶせる実態であると、私は主義主張、党派を超えて事実を見て考えている1人であります。このことに対して、民間経済団体や個としての企業、そしていまや生活者すなわち末端ユーザーである消費者の決定権ほど強いものはない時代であります。

また、行政主導とか行政の財政出動など、完全に死語となった時代の中でそれぞれが自立に向かってどのような問題意識や課題など

を認識しているか、把握している範囲でお知らせ願いたいのであります。

その4は、中心市街地活性化基本計画の実現性と期待する域内外の経済循環についてであります。これは、平成10年に施行された中心市街地活性化法に基づいて全国的に取り組んでいることですが、いまこれをどうやって手をつけていくのか、実際に実現を目指しているなら、年次計画、官民の分担など、一応は計画書にありますが、実際に官民ともどもその体力はあるのでしょうか。

また、自立推進改革との整合性、総合基本計画の後期計画策定との絡みなどを考えるとき、実現性にかなりの疑問を生じる1人です。しかし、一步一步進むという立場は堅持しなければならないのではないかとは思いますが、期待する経済循環にどれだけ寄与すると考えているのかお答え願います。

大綱2点目は、市内の雇用状況についてであります。このことについては、午前中に同僚議員が質問しておりますが、若干視点の変わった部分だけにさせていただきます。

まず、単純にやりますが、美唄の全体的な情勢とか、あるいは道内的情勢などはいろんな情報でそれなりに把握はできるんですが、美唄に限定して美唄の状況をお知らせ願います。労働行政というのは、末端自治体にとって何をどうすればよいのか、民間中心の経済活動だけに難しい分野ではありますが、総合行政庁であるだけに、あらゆる関係機関や団体、また学校や企業などを通じて実態把握に努めることが求められていると思います。

その立場から簡単に、

1つには、直近の美唄市内の求人、求職の

状況、先ほど答弁がありましたから、これは要りません。

2つに、時代的社會用語ともなっているフリーター、ニートと言われる人たちの美唄の状況についてお知らせください。

大綱3点目は、グリーンライフに対する認識についてであります。このグリーンライフについては、私も全く新しい言葉でしたが、会派の同僚議員から月刊紙「現代農業」の5月増刊号を見せてもらい、まさにこのいまは、このライフスタイルが確実に進んでおり、求められている、このライフスタイルの受け皿適地として、美唄はその適格地であるかと考えてみました。このライフスタイルは、ヨーロッパを中心にゆっくりと定着しているものであります。一言で言うなら都市化のもとで激しく忙しい競争社会である工業国や商業の世界から大地に根差して自然体でゆっくりと自分なりの豊かな時間を過ごす生活スタイルであります。私は、美唄は北海道の中で地勢的にも陸上交通アクセス、また農業あり山あり川あり、東西の状況を考えれば十分可能性が高い、その上に美唄富良野線の開通を考慮すると最高の適地となり得る、まさに美唄のふるさと再発見、再確認のアクションだと考えました。私は、美唄の市民が自分のふるさと美唄について、余りよく思わない、どちらかという悲観的な発想をよく耳にしてきました。20世紀の裏返しの21世紀、全くその価値観で生きる限り、ふるさと美唄の見つめ直しの絶好の課題として認識しました。すでに普通高校の新科目として、このグリーンライフは設定されております。総合的学習時間に導入されておりますし、小中学校の総合的

学習時間を農業高校がグリーンライフで支援する動きも広がっているという記述になっておりました。ふるさと美唄の再発見、再確認、さらに可能性の高さを未来を背負う社会の宝、子どもたちに教育の面からもどのような認識を持たれるのか聞きたいので、この質問は前段は市長、後段は教育長から答弁をいただきたいと思っております。

大綱4点目は、市職員の人材育成についてであります。今日の時代状況は、一言で言ったら人材ですべてが決まる、このことは官民を問わないと言われております。私もこのことについては同意している立場であります。しかし、公務員について言えばいまの法令が示していることの真髓を見きわめ、歴代の市長以下全庁的に不断の努力を続けていたら、このような時代こそ積み上げてきた力が発揮できるたてまえになっているはずであります。憲法、自治法、地方公務員法、服務規則、連動する給与条例等、連結して考えれば全体の奉仕者、主権在民を旨として不偏不党の立場で職務に当たり、法令遵守、職務専念義務、勤務評定、昇級、特別昇級のインセンティブ、そして決定的にはすべて最少の経費で最大の効果を上げるコスト主義、これらはいまの法で定められていることでもあります。私は、これらのことが結果的にはマンネリに落ち込み、形骸化してきた歴史ではなかったか、人材育成策の重要課題として方針を定め、計画的に取り組んできていなかったことから出ていると考えています。現在の特別職体制は、すべて市役所出身でありますから、この点についてまず振り返ってみる必要がある。

いまこそ真に実力のある職員の育成は緊急

の課題であると考えています。特に今日は官民間問わず、トップのリーダーシップの資質、その資質と能力は組織の生殺、生き死にを決めると言われていますが、市長のリーダーシップとあわせてお答えを願いたいと思います。

この場からの質問を終わりたいと思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 荘司議員の質問にお答えします。

初めに、地域経済について、市内物流循環の変化等についてであります。消費者ニーズの多様化や車社会の進展などにより、人の動きが郊外化してきております。特に商業環境におきましては、ここ数年コンビニエンスストアをはじめ、りょーゆーや旭友の出店、そして昨年12月には、生協の移転、さらには近隣への大型店進出などにより、物流の流れが大きく変化しております。このことは、消費者動向にも影響を与え、生産者や地元商店街は大変厳しい状況が続いております。

また、消費購買力の流出につきましましては、総量を把握することは困難であります。大型店の進出以外に商業統計であらわすことのできない通信販売やテレビショッピング、さらにはネット販売などによる購買力の流出も加わり、消費者ニーズに対応する選択肢がふえたことにより、さらに拡大していくものと危惧しており、商業を中心とした域内における物流環境は極めて厳しい状況にあると認識しております。

次に、美唄市の産業構造と域内循環クラスターの構築についてであります。本市の産業構造は平成12年の国勢調査における就業人口で申し上げますと、3次産業で約8,000人、

2次産業で約3,800人、1次産業で約2,000人となっております。国の示す構造改革や長引く景気の低迷及びグローバル化の流れの中で、本市の産業は農業における米価の下落や製造業における生産拠点の海外への移転、さらには建設業では大幅な公共工事の削減など、非常に厳しい環境が続いております。

こうした状況の中、これまで地域産業の振興を図るため、NPO団体スターダストクラブや美唄新産業創造研究会などが地域の特性や資源をいかした新たな産業創出に向けた取り組みを進めてきたところであります。

今後美唄の自立のためには、基幹産業である農業の振興が重要であると考えており、このことから農業を核とした他産業との連携を図り、市内で生産された農産物等を活用した域内循環クラスターを構築し、農業基盤の確立や自立的な地域経済の発展を図ることが必要であると考えております。

次に、経済団体等の問題意識と課題についてであります。地域経済が極めて厳しい状況の中、産業の振興は欠かせない重要な課題であると考えております。このためには、経営者の方々のみずからの努力が基本ですが、経済活動を支援している経済団体をはじめ、個々の企業、生産者などがそれぞれの役割や目的に向かって自立していくという問題意識を持つことが大切であり、消費者から信頼を受けられるよう、これまでとは違った新たな視点で時代の要請にこたえていくことが重要であると考えております。

このため、それぞれの課題解決に向けた共通認識を持ちながら地域経済の活性化に取り

組んでまいりたいと考えております。

次に、中心市街地活性化基本計画についてですが、人口の減少や近隣への大型店進出による購買力流出など、商店街を中心とした中心市街地の活力が失われつつあります。このため本年4月、美唄市中心市街地活性化基本計画を策定したところでございます。

本計画では、商業機能の再編や核的機能の導入。また、公共的施設や住宅等の中心市街地への立地促進、さらには美唄の顔づくりなど、7つの方策を掲げており、今後TMOなど連携を図りながら生協跡地などの空き店舗や空き地などの有効活用を検討し、本計画の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、中心市街地が活発化することにより、市民の皆さんの生活環境も変わり、さらには域内における競争性も生まれるなど、いままで以上の経済活動が期待され、域内外の経済循環の向上が図られるものと考えております。

次に、市内の雇用状況についてですが、市内の主な求人状況を見ますと、土木建築や福祉・医療・運輸などの業種が多い状況にありますが、年齢制限や賃金などの問題から就職に至らないケースが多く、依然として厳しい状況が続いております。いずれにいたしましても、市といたしましてはハローワークや関係機関などと連携を図りながら雇用に結びつくような取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、フリーターやニートについてですが、2004年9月に厚生労働省が発表した「労働経済白書」によると、若年層のフリーターは217万人、また通学も就職もしない、い

わゆるニートの数は52万人と推計されております。

本市におけるフリーターやニートの推計人数については、その把握が困難ではありますが、市内においても潜在しているものと思っております。

フリーター等に至る要因といたしましては、景気が低迷する中で企業が採用を抑制していることや即戦力志向を求めていること、また社会生活や職業生活の前提となる生活習慣や就労意欲の欠如などがあげられ、さらに学生本人が就職する気持ちにならない状況において、親がそれを容認する家庭環境にも影響があるものと考えております。いずれにいたしましても、働くことの意義や楽しさを知ることが大切であり、それぞれの若者に応じたきめ細かな対応が求められております。

市といたしましては、今後ハローワークなどとの関係機関と連携を図りながら状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、グリーンライフについてですが、近年世界的に「都市の中で物を大量消費する暮らしから、大地に根差した持続可能な暮らし」、また「ゆっくりと流れる時間を大切に、いのち豊かな暮らし」といったライフスタイルへの転換が見られるようになっております。

こうした傾向は、国内においても年々顕著になっており、ガーデニングなど、緑ある余暇活動への関心の高まりや「定年帰農」など、都市から農村に移り住み新たな生活スタイルを求める人々がふえてきていることから、うかがうことができます。

このグリーンライフを都市住民などが求め

る背景には、成熟社会の到来で経済という単一の物差しで「国のかたち」を整えてきた時代から、「みずからの意思や内的価値観」というもう1つの物差しで「暮らしのかたち」を創造する時代への転換、それも「大地に根差した持続可能な暮らし」への転換が求められているからだと言われております。

本市は、こうした人々の生活を後押しする広大な農地や豊かで美しい山や川など、多くの自然環境があり、また札幌都市圏などに近いといった地理的条件にも恵まれていることから、こうした自然や地域資源を市民1人ひとりが再認識するとともに、この情報を都市住民などへ発信し、定住等に結びつけていくことが大切であります。今後は、本市のよいところを再発見する取り組みや情報発信などを進め、本市の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、市職員の人材育成について、職員のエンパワーメントと人材育成基本方針についてであります。地方分権の進展に伴い、地方の自主・自立に向けた協働型の地域づくりへと変革が進む中で、地方公務員は本来のありべき姿が問われており、全体の奉仕者としての能力が試される時代を迎えております。

また、地方公務員法などの基準や義務を再認識し、職務遂行に当たることが求められているところであります。このような中、自立の道を選択した本市にとって、生き残るための地域経営を進める上で、財源と並んで重要なのが人材であり、職員1人ひとりが資質や能力を高め、自立に向けた多くの課題に意欲を持って取り組む姿勢が必要となります。

人材育成基本方針については、平成14年2

月に策定しているところでありますが、これから求められる職員像は、市民の視点で市民とともにまちづくりに取り組む職員、社会経済環境の変化に適応し、柔軟に積極的に取り組む職員、責任感と倫理観を持ち公正に、迅速に職務に取り組む職員、専門的知識や能力を身につけ、職務を的確に遂行する職員、コスト意識を持って効率的な行財政運営を行う職員であり、このことをすべての職員が自己形成の目標とし、また組織としての人材育成の目標にしなければならないと考えております。

今後改革の流れや時代の変化に合わせ、職員個人個人が、そして組織全体がそれぞれ最大限に能力と機能を発揮できる体制づくりや職場環境づくり、新たな評価、研修システムの構築など、その実現に向けて取り組んでまいります。

いずれにいたしましても、私のリーダーシップのもと、職員の人材力を高め、職員と一体となって自立した地域づくりに全力を尽くしてまいります。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 荘司議員のご質問のグリーンライフについて、後段私どもにかかわる部分につきましてお答え申し上げます。

高等学校の学習指導要領が平成11年3月に改訂され、農山村滞在型余暇活動の活発化に対応するため、農業農村の特性をいかした対人サービスを学習する科目としてグリーンライフが設置され、農業高校を中心に導入されてきております。この教科の目標は、農業の各分野の学習を通して農業に関する諸課題に

ついて関心を持ち、その解決を目指し、思考を深め、創意工夫する力を育成するものとなっております。小中学校におきましては、みずから課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断する力などの育成を図る総合的な学習の時間において、自然及び環境というテーマのもとに稲作や畑作などの体験的な取り組みや郷土の自然環境及び社会環境を見詰める取り組み等が進められております。

また、小学校社会科では、副読本「びばい」を活用し、地域の環境や特色についての学習を行っております。このように、美唄市の基幹産業である農業や地域の風土に根差した生活スタイル、倫理観、文化を学習することは地域に対する誇りと愛情を育てるためにも大切なことであると考えております。今後さらにグリーンライフの精神を尊重しながら、子どもたちからふるさと美唄の持つ素晴らしい資源を見つめ、郷土に親しみや愛着を持つ目を養い、将来のまちづくりにつながるような教育に努めてまいりたいと、このように考えております。

●議長長岡正勝君 19番 荘司光雄君。

●19番 荘司光雄君 答弁漏れがありますが、一通り答弁をいただきました。

まず、美唄だけが鎖国社会をつくって、そして美唄の中でとれたものを美唄の市民が商業を通じて循環をしていくと、そしてうちの中では鎖国をしながら外に向かっては貿易を積極的にやるという、過去日本がやってきた歴史ですけれども、それは通用しないんです。

私の言っている循環型というのは、結果的に美唄の農業が美唄のブランドは、他市町村の農業も含めてですけれども、美唄にはかな

わないと、米にしろ野菜にしろ花きにしろ、とてもじゃないがあそこのやり方はかなわないと。それから、そういう意味でのまとまりや知恵や工夫というのは圧倒的に地産地消で、地域の人たちがそれを支え支援をしていく、そういうような形の状況を生み出さない限りは、ただ単に基幹産業と言っているいまのような状況の中では、絶対に私が求める地域循環経済というものが成り立たないわけです。その意味で言えば、生産者という農家の方やあるいは生産法人の人たちもいるでしょう、あるいはこれからは民間株式も入っていくようなご時世になっているわけですがけれども、生産者はとにかく決定的な力を持っている消費者との接点ですから、つくる喜びだとか誇りだとか使命感だとか、そういうものを実感して1年間かかって、あるいは売り逃がして失敗したと、そういうものの失敗した挫折感だとか、いろいろなものすべて味わうのは生産者なんです。農協の方やあるいは業者の人たちや、そういう人たちがその接点でもってのそういうようなものを共有できないんです。

しかし、末端ユーザーが決定権を持っている時代であることには間違いありません。そして、末端ユーザーの選択肢はどこにでもあるんです。農産物に対してでも、どこにでも出るんです。だから、どこにでも出ていくんです。出て行って買うということになれば、美唄の農産物に振り向いてくれないという形になってしまったら、本当の意味で循環型よりも、根底から美唄の経済というものが先行き完全に、言うならばダウンと、こうなっていくんです。

その意味で、基幹産業である経済基盤を支

える産業の最大の第1次産業は農業しかないんですから、美唄の農業はそれこそ、まずそれが私経済ですから絶対生産現場で最高の物を出していくという力を出してもらわなきゃならないと思いますけれども、その支持、信頼が美唄の消費者がまず第1に絶対に自信を持って誇れる。あるいは個別に、たとえば美唄でつくったアスパラであろうと、それからお米であろうと、それからいろんな野菜もあります。そういうものが個別のファン層を開拓して、たとえばカボチャでも何でもいいんですが、スイカでもいいんですが、そういうものが、もう絶対私は美唄のあそこからしか買わないんだというファンを外側につくったら、黙っていたってこの方は黙ってセールスマンになってくれます、友達やそういう人たちに向かって。

ですから、そういうような本当の意味での戦略的に農業の持っている経済的な使命、それを担って現場で携わる農家の方々、この方がみずからの生活防衛で戦うことと同時に、自分のやってきている豊かな暮らしをつくり上げていくためにも、こういう形をつくり上げていくという意味での基幹産業は農業、1次産業であると、こういう位置づけということが大事じゃないでしょうかと、いま私が考えるのはそういう到達点になりましたと、それは先ほど申し上げたように、地球上のルールです、これは。1次産業というものが原点であるのは、原始社会から見てきてそうじゃないですか。これは、やっぱり地上に生えているいろいろな実やなんかを食べて生きてきたり、それから地下というものも歴史的に工業がこうなってきたときには化石エネルギー

が液体エネルギーになったわけでしょう。いま、たとえば海からとれる海産物、まさにそれとおりで。原始社会からそうです。いまこの新しい時代になってきたら、今度風、波、そういうものがエネルギー源になろうとしています、風力だとか。そして、川やなんかだつて、新しい時代には川あるからダムができるわけで、ダムができるから治山治水もできれば、あるいは上水道なり、そういうことになってきたわけでしょう。すべてやっぱり地球のルールです、第1次産業、そこでとれるもの。

そういう意味で、農業の持っている役割というのは、美唄では第1次産業、農業だけだから、そこをなくしていろんな産業や工業や製造業やさまざまなものに2次、3次、4次と進もうと進むまいと、そこはかなめだということ、そういうことの確認をして、そうするとおのずと役割、責任が明らかになるんじゃないのかと、そういうことを私は申し上げたいんです。そういう意味で言えば、そしてしかも生産者との接点を持てる人たちであるわけですから、そういう立場でいかなきゃいけないと思うんです。

そして、実際問題として、私はそれをいま申し上げたいいろんな形でやりながら、ずっといろいろやっていくわけです。農業も、それから商業も工業もそうです。そういうような形でもって、そして新しい産業の創出をみんなそういう形でやっていこうとしているわけです。そういう形になっていくと経済部というものは、昔で言えば経済産業省と農水省が1つになったようなもんなんですけれども、これは美唄では不即不離の関係だと思うんで

す。そしてそのことを実践課題を持ちつつ、
いけば経済政策面における総合事務局的な役
割を兼ねるのが、私は経済部の役割だと思っ
ているんです。だから、昔で言えば経済企画
庁あるいは通産省、それから農水省、これら
が1つになっているようなものなんです。し
かし、これはもう現実問題として1つになる
べきものなんです。国という形からいえば、
食糧とかエネルギーとかというのは、また別
の次元で絶対に確保しなきゃならないわけ
ですから、そういう意味では霞ヶ関のいまのよ
うな21省庁が11省庁になったって、これはこ
れなりにいまの姿、問題は残っていますけれ
ども、あると思うんです。

だけれど、美唄の役割からいえば、先ほど
申し上げたような総合事務局であり、実践課
題を具体的に実践しつつ情報収集をやってい
く。だから、北海道庁も商工労働部だとか、
あるいは北海道経済産業局だとか、それから
中小企業振興センターだとかさまざまな外郭
団体があります。そういうところだとか、相
当な情報ルートというものをきちっと持って
美唄との情報交換は一番先にやると、なぜな
らその情報の大切さを美唄というのは非常に
敏感に対応するし、敏感にそれを実践するか
しないかを決めてくると、非常にスピーディ
ーだし、そして時代状況を確実に押さえてい
る、これは通常一般的には外的環境と言うん
ですけれども、外的環境をいま知らずして物
事は進まないと思うんです。そういう意味で
の役割というものが非常にある、そういう認
識のもと私は農業の位置づけの問題というも
のと経済部の役割の問題というものを含めて
お聞きします。

それから、この経済問題で地域の中で言え
ば、私は生協のいまの空き家の状況、これは
喫緊の課題だと思います。私は、あそこが
いまの状況の中では、生協がどのような意図
で動いておるかわかりません、把握しておる
ならその辺についてお聞かせ願いたいと思
いますが、しかし現実には美唄で移転をして
美唄で商売なさっているんです。そうすると、
やっぱり美唄で商売をしている以上、やは
り美唄市との友好関係と信頼ある情報のお
互いの交換、こういう関係を確立することが
第1に必要だと思っています。

そして、あの隣に今度はテーオー小笠原
ですか、大型のイエローグローブというん
ですか、これホームセンターです。しまむ
らの横のところに今度できるわけでしょう。
先ほど進出企業云々の、市長が期待してい
るところでありますと言ったのには、案外こ
いうのではないかと思うんですけれども、
それは新聞に出ていました。だから、そう
いうのが動きあって、来るときに生協は
あそこの位置でもって、やっぱり旭友と
並びながら両方の南北に炭山通を挟んで
あるわけですから、ここは美唄の一定の、
岩見沢、三笠それらに対する対抗手段と
して何としても引きとめる、1回行って
もまた必ず戻してみせるという戦略を
立てながら頑張っていると思うんです。

ですから、そういう意味では生協とは
そういう信頼ある情報交換のルート確立
をぜひお願いしたい。というのは、私が
考えているのは、あのすずらん通りは
生協が移転してから、本当に全くと言
っていいぐらい歩く人がいなくなっ
ています。近隣の人たちから聞いて
みますと、やっぱり生協というのは力
大き

かったんだと、現実に実感してあそこで話
をしている商店の人たちから聞いています。
そのことを私は率直に申し上げておきたいと
思うんです。そして、生協がなくなったがゆ
えの人通りのなさと、それからやっているす
ずらん通りの人たちが、率直に申し上げて先
行き、これだめかということで、従来までや
っていた副業として最後に残しておいてアパ
ートであったりなんなりやっている、やっぱ
りそっちでもうやってというような、そうい
うムードいっぱいなんです、いまのすずらん
通りは。ですから、すずらん通りがもし崩れ
たら、これは一発でもって大通り商店街も崩
れます。旭通だけが生き残るなんていうこと
にもならないです。美唄の商業壊滅の状況に
走ると思うんです。特定部分を除いて。それ
だけに、生協の問題は緊急の課題であり、情
報ルートの信頼関係をつくることが重要だと
思っていますが、その辺について率直にお伺
いしておきたいと思います。いま現実に何
かの情報交換があるとすれば、現況も加
えてお聞きしたいと思います。

それと、まず人材関係です。私、先ほど申
し上げたんですけれども、やっぱり歴代いろ
んな形の市長が続けてきましたが、私は特に
この25年間ぐらいが一番人事政策の1つの考
え方が定着していなかったときだと思ってい
ます。ちょうど大事なときなんです、1980年
からですから、昭和55年。日本の経済は、2
回目のオイルショック以来の第2次が53年、5
4年でしょう、昭和で言えば。それを克服して
大体70年代後半からずんずん日本経済、アジ
ア、ジャパンユアーズNo.1みたいな謳歌して
いた時代です、入っています。その行き過ぎ

が85年のプラザ合意でもってバッシング働い
たでしょう、でも89年まではそのまま日本経
済はトップだという形で走っていたんです。
そして、89年に例のバブルでもって91年にパ
ンクしたと、そのとき世界は冷戦が終わって
いったと、それに気がつかないで踊っていた
と、日本は。そういう歴史です。だから、そ
ういようなことを考えたら、いまの体制と
いうものはどうしたっていびつな状況である
ことには間違いのないですし、本当に根っこか
らの改革だという、そういう時代の中で新し
い時代にいま共通した認識は人材こそ命だと
いうことです。美唄市の市役所の職員が本当
の意味で外の外的環境を確実に押さえて、歴
史経過も少なくとも、たかが60年ぐらいの歴
史経過を押さえて、そして公務員という、全
体の奉仕者である公務員が、公務員だけでし
ょう、憲法にあなたの職業の役割はこうです
よということを書かれているのは、憲法です。
まさか自動車産業やいろんな産業関係の労働
者が、あなたの責任はこういう役割なんです
よなんてどこにも書いていないです。入って
初めて会社からの就業規則なり、あるいは社
長から方針を受けるだけだと思っんです。だ
から公務員は絶対にあれじゃないですか、純
粋に経済体制にはさらされてないでしょう、
地域独占体でしょう、事業所として考えれば。
市民は選択の余地ないです、美唄市役所は1
つだけですから。そして、一定のルールさえ
守っていれば身分は保障されると、そのこと
については、先ほど申し上げたような内容に
なっているわけでしょう、給与条例に連結し
ていっているわけです。実際上いままでやっ
てきているのは、結果平等主義というか全体

平等主義というか、みんなが全力をあげて職務専念をしていくと、そして法令遵守も懸命に所属長等も含めてきっちり押さえているという前提条件があって、民間と同じような形でもって昇級だとか、あるいは特別昇級もローリングだとか、それが悪いとは言いません、そういう時代だったんだから。

でも、やっぱり原点を忘れてしまってはどうしようもならないということ。ところが原点さえ不明になったのが、この25年だろうと私は思っています。それで、そうなれば、そういうことで身につけているいまの職員と、体にこびりついちゃった、そういう状態の中での人材育成策というと、エンパワーメントというものを含めて考えていくとすれば、実体的にいま市長も助役も教育長も、美唄市役所で、3人して住んでおられて、ある者は40年近くもおられて状況認識しているでしょう。自分たちが市役所に入ったときに、課長とか部長とか、あるいはその人たちがどうだったかと、私だって市役所入ったころ、課長あるいは50年ぐらいから部長制、こうしてなったことで、とてもじゃないけど、話できなかつたです、おっかななくて。的確にばつたりやられたんです。指示を受けたんです。皆さん方もそうじゃないですか、いまの特別職の人たちも。市役所に入ったとき、本当に課長や部長がおっかなかつたじゃないですか。簡単に話なんかできなかつたんです。時代が変わるといえばそのままかもしれないけれども、責任と権限というのはそんなものじゃないですか。いま部長職は、完全に課長職である所属長をきちっと把握して、課長が自分の所属長として自分の課を確実に把握して、そして仕

事の状況を的確に指示し、そして場合によっては職員の、どうも最近暗い顔だと、何か悩んでいるんじゃないかとか、そういうプライバシーのところまで及ぶような本当の意味でのそういう体制というのがありますか。そういうような形で、例えば情もあり理もあるそういう形の所属長や部長とのかかわりでもってきちとした一体感のある職場体制になっていると思われませんか。私は、人材育成というのは、なまな問題ではないと思います、美唄の場合は。でも絶対にやらなきゃならない、そしていまやらなきゃならないからスピードも上げなきゃならない、これをシステムとして考えるとすれば非常に大変だと思います。だからこそリーダーシップというのが猛烈に大事です。私のリーダーシップのもとと言いましたが、いまのNPMですから、わかっていますね、ニューパブリックマネジメントという、こういう手法が入って、全面的に賛成はしません。だけれども、トップマネジメントに対しての、いまの場合はトップは戦略的意思決定のできる経営者でなければならない。戦略的意思とは、不透明で不確実で際限なく変化する環境の中に存在しながら、その環境に関する不十分な情報に基づいてもその環境の中で生き残るため、最善の信じ得る意思決定を先行的かつ連続的に行う、こういうことです。リーダとは。そのほかに行動規範も全部ありますけれども、それは省きます。

私、申し上げました、予算委員会で。もう真っ暗やみで何も見えないと、あるいは曇っていると、しかしそこでもってこうだということではと自分らの行き先をしっかりと明示できるトップというものでなけりゃならな

いということを申し上げました。自分でいま私のリーダーシップのもとで人材育成という、真の実力のある職員をつくると言われたわけだから、自分のトップ像もこの際もう1度、当時は予算委員会でしたから、本会議でもってお伺いをしたいと、こいうふうに思っています。

トップの戦略性とかトップ像というものが80年代からずっと言われているんです。いま民間ならものすごいです。この間も言いましたけれども、外資系の外部からの最高経営責任者を迎えていたり、簡単ですから、外人だって買ったりなんなりするんですから。だから、キャノン見てもどこを見てもみんなそうじゃないですか、松下だって同じです。それでもって生き返ってよみがえってきている形です。ところが、今度の場合は選挙ですから、もうこれは結果が出た、そしてその結果に従って、今度は桜井市長みずから、自分みずからのトップ像をこの状況を考えながらつくり上げて、自分のそれに不断の情熱をかけていくということにしかならないわけだけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

再々はいきたくないと思いますので、それぞれ答弁をお願いします。

それから、教育長、グリーンライフの問題、先ほど答弁受けました。そういう体験型からいかなきゃいけませんけれども、やっぱり美唄でもあちこち、北海道でもよく農業高校が物を売ったり、いろんなことやっています、お祭りなり行事に参加したり。いま岩見沢農業、岩農が本当にいろんなことを、有機実験やってみたりさまざまやっています。そこへ美唄から行っている人たち、あるいは

美唄に卒業生が非常に多いです。そういうような形で、グリーンライフと教育というものの結びつきについて、もう少し具体的に、意思是わかりました。どうやってお互いつなぎとめれるか、アクセスできるか、リンクできるかという、その辺のことは大事なことだと思っています。グリーンライフの問題は、ある意味で美唄の基本の農家の人たちがまとまり、ほかがまとまるという意味で言えば、そういう意味では美唄のふるさと再発見、再確認ですから、子どもたちから入ってくれば親が必ず動き出してくるという形になるんで、特にその辺の具体化についての考え方を聞いておきたい、こう思います。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 荘司議員の再質問にお答えします。

最初に、地域経済における農業の位置づけであります。美唄市が自立していく上で基幹産業である農業の振興が最重要課題であると考えているところでございます。地産地消はもちろんのこと、域外に売り込める農産品づくりに行政も生産者もともに努めなきゃいけないと、こんな認識でございます。本市経済の基礎となる農業の役割などにつきましては、再確認するとともに農業を核とする域内の経済の循環が行われるクラスターの構築につきまして、関係団体とともに取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、市経済部の役割についてでございますが、美唄市の交流の促進や農業、工業、商業等、全般にわたる産業の振興発展を図る業務を担うものでありまして、具体的には多くの

情報収集や各種の統計値を分析、解析し、施策の展開に反映することや行政と各産業との連携及び庁内で各産業とのコーディネーターの役割を果たすものであると考えております。

また、産業全般にわたる施策を展開している北海道や経済産業局など、関係機関との連携を図りながら本市経済の振興発展に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

次に、生協空き店舗の取り扱いでございますけれども、今日の市街地の活性化にとりまして、生協の空き店舗というのは極めて緊急な課題であると認識しておりまして、この活用を図らなければならないということで、移転後商工会議所や生協側と協議を重ねてまいりました。今後商工会議所が主体となって進めるTMOの中で検討が行われることになっておりますが、市としても生協側とお互いの信頼関係を築きながら情報交換を行い、これ以上の空洞化を招くことのないよう商工会議所と一緒に取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

最後に、人材の育成と私のトップリーダーという部分でございますけれども、本当にこの社会のシステムが大きく変わっている中、これまでの前例踏襲とか横並び主義、そういう意識から脱却しなければならないということで、私を含めて職員それぞれが自己改革して市民の期待に十分こたえられるような能力を身につけることがいままで以上に求められていると、そんな時代であると考えております。このことから地方公務員制度改革の流れとか世界経済状況の変化に対応した人材の育成に努めなきゃいけないと。やはりまちづくりは

人づくりであるという、この原点に返ったそういう人材養成をしたいというふうに考えてございます。

また、私のトップリーダーとしての心構えということで、今回9カ月目に入りましたけれども、まだまだ不慣れでございますので、私なりのリーダーシップが果たしているかどうかという、非常にこれは確かなものではございませんけれども、いま地方はまさに戦国時代であろうと思っています。この戦国時代の武将であります豊臣秀吉が一步一步積み上げれば予想以上の結果をもたらすことができるのだというような中で天下統一を図ったということでございます。

私どもまちづくりに向けまして、一步一步前進すると、このことが本当に大事なんだなということございまして、職員には理論、実践も大事ですけれども、とにかく行動をまず起こしてくれということで、市民の視点に立った行政運営に、そして少しでも行動を起こして結果を出すことを求めているところでございます。

それから、大過なく過ごすという従来の発想では何もしないのと同じだということで、そういう意味ではやはり行動をまず大事にしてほしいということをお願いしているところでございまして、そういう1つひとつの取り組みをすることで、このまちを少しでも変えたいという願いでこのことを職員にも、そして市民にも訴えながら、こういうまちづくりをしたいということを訴えて、この美唄を何とか再生させたいという、これが願いでございますので、こういうことでご理解願いたいと思います。

●議長長岡正勝君 教育長。

●教育長村上忠雄君 荘司議員の再質問にお答え申し上げます。

グリーンライフの基本的な考え方というのが、高等学校の農業教育の中で、先ほどもお答え申し上げましたけれども、農業に関する諸課題について関心を持たせる、そしてその解決を目指していろいろ創意工夫するというところでございます。小学校、中学校の義務教育の中にはそういったことがございませんので、社会科の副読本等を利用して、ふるさとを見つめ直す、いいところを見つめるということで、これは常日ごろ美唄にいらした先生にも美唄のいいところ、基幹産業は農業でもあるし、またそのほかにもいいところがたくさんあると。美唄の子どもたちが美唄に住んでよかった、生まれてきてよかった、こんなところがあるんだということを誇らしく思うようなことを先生方がみずから発見し、子どもたちの心の中にしっかり植えつけていてもらいたい。これが将来子どもたちの生きる力につながっていくんだということ。美唄出ていっても心のよりどころとするのがふるさとでございます。そういったところをしっかりと教えていただきたいというのが、義務教育の先生方をお願いしているわけでございます。

それと、高等学校、これは私ども直接高等学校教育には携わることはほとんどないんですけれども、以前に岩見沢農業高校の校長もした先生、OBの方ですけれども、各地の農業高校をいろいろ回りまして、その中で、それぞれ地域に農業の特性があるわけでございますけれども、この地域でみんなの家でつくってやっている農業がいまの社会情勢から見

てそれでいいのかどうか、このままこれやっているといいのかということ、生徒に問題を投げかけたわけです。生徒は、自分の家に帰ってオーナーであるおやじさんといろいろ激論を交わすらしいんです、芋をつくるか米をつくるか麦をつくるか、いろんなことで激論を交わしたと。子どもたちが問題意識に目覚めて農業を継ぐということが、非常に意欲を持って農業を継ぐということに結びついていったと。その問題提起のされ方、私はそういうことでやって非常によかったんでないかということ、これは相当前にラジオで聞いたんですけれども、そういったことを小中学校でのグリーンライフとのリンクのさせ方、高等学校以上におけるそういったやり方ということで、いろいろやり方はあると思うんですけれども、OB校長先生のそんな話が非常に私はヒントがあるのでなかりかなと、そんなことをこれから義務教育の中でもいろいろ投げかけをしてまいりたいと、そんなふうに思っています。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

1番吉岡文子君。

●1番吉岡文子君（登壇） 2005年第2回市議会定例会に当たり、通告のとおり大綱4点について市長に質問いたします。

1点目は、人事管理についてです。ことしの春の人事異動は、桜井新市長が就任されてから初めての人事異動でした。庁内では、人事異動に関して明確な判断材料や判断機関などが設置されているのでしょうか。本人の希望などは、どのように反映されるのでしょうか、お聞きいたします。

また、本年3月、職員の退職が20人あった

と聞いていますが、新採用はあったのでしょうか、それとも嘱託職員や臨時職員の増員で対応しているのでしょうか、各部署の臨時職員の人数と正職員に対するパーセンテージ、臨時職員の人数もお聞きします。嘱託職員や臨時職員の定年や退職については、どのようになっているのでしょうか、お聞きいたします。

大綱の2点目は、労務管理についてです。小泉内閣の構造改革路線で日本の社会全体は、かつて経験したことのない荒波の中にほうり出されています。小売店は大型店の出店に翻弄され、労働者は合理化、リストラにおびえ、若者は職が見つからず、未来への希望も持てないでいます。そんな中、美唄の地域最大の雇用の場である市役所での労働者の労働条件は、地域への影響を考えるのに大変重要だと思われます。

そこで、市長にお聞きいたします。1点目は、超過勤務時間についてです。本来であれば、勤務時間内に仕事が終わることが一番望ましいはずですが、そんなに都合のよいことばかりあるはずなく、常日ごろ現場では膨大な業務と取り組んでおられることと思います。昨年の部署別の超過勤務の時間と金額についてお聞きいたします。

第2点目は、超過勤務に対する改善策についてお聞きいたします。

第3点目は、職場の労働安全衛生管理についてお聞きいたします。ますます複雑化する技術や法律の中で、職員の皆さんは自分の健康や安全を守ること、自分に関する法律の理解は最低限必要になってきていると考えます。そこで、労働基準法や労働安全衛生法、男女

機会均等法、セクハラ防止法などの法律の認識について、庁内においては職員の研修と指導がどのようになっているのかお聞きいたします。嘱託職員や臨時職員については、どのように説明責任を果たしているのかについてもお聞きいたします。

第4点目は、過去3年間の休職者と各種休暇をとった人の人数と、その理由についてお聞きします。特に精神神経系の疾患とわかっている場合には、その人数についてもお聞きいたします。

大綱の3点目は、市立美唄病院についてお聞きいたします。この問題については、同僚議員からさきに質問がされましたが、質問内容と私の立場が違いますので、できるだけ重複を避けて質問させていただきます。

第1点目は、経営の見通しについてお聞きします。市立美唄病院の経営はどのようなのか。第5次健全化計画については、現段階でどのような見通しなのかお聞きいたします。

第2点目は、医師確保の対策についてお聞きします。桜井市長は、医師の確保は市長の最重要課題と言われましたが、就任後8カ月がたって市立美唄病院の各診療科ごとの医師の人数について、昨年10月時点と比較して、ことし6月の医師数はどのようになっているのかお聞きいたします。

第3点目は、総合病院としての考え方についてです。市立病院を総合病院として将来を見据えていくためには、各診療科ごと何人ぐらいの医師を確保していけばいいのか、また現在の診療科に加えていくべきものがあるとしたら、それはどのような診療科なのか、具体的に市長の考えをお聞きいたします。

第4点目は、ごみ問題についてお聞きいたします。

第1点目は、現処分場についてです。焼却をやめて全量埋め立てになっていますが、現在の処分場の今後の見通しはどのようになっているのでしょうか。

第2点目は、旧焼却施設についてです。現在は、煙突にふたをしているとのことですが、今後どのようにしていく予定でしょうか、お聞きいたします。

第3点目は、家庭ごみの有料化についてです。新しい最終処分場の建設に付随するかのよう、まるで当然のごとくに家庭ごみの有料化が言われていますが、私自身は有料化の前にもっとすべきことがあると考えています。市長は、どのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えします。

初めに、人事管理について、人事異動の基本的な考え方についてであります。多様化する市民ニーズや複雑化する行政課題に的確に対応するため、職員の職務能力や適性、職場実態など、さまざまな要素を考慮し、常に適材適所を念頭に行っております。

人事異動に当たりましては、人事当局が各任命権者や各部の部長等とのヒアリング、協議を通じて勤務評定をもとに適正な配置に努めており、職員の意識の高揚や職場の活性化が図られるよう配慮しているところでございます。

次に、労務管理について、超過勤務に対す

る改善策についてであります。超過勤務につきましては職員の心身の健康維持を図るという点で大変重要な課題であると考えております。

超過勤務の縮減に向けては、職員1人ひとりがコスト意識を持ち、担当業務の簡素化、効率化に向けて創意工夫に努めていることはもちろんですが、管理職員が一部の職員に過重な負担がかかることのないよう、適正な業務分担や勤務時間管理に努めることなどにより、職場全体として取り組んでいくことが必要であります。このため、引き続き庁内会議や職場会議など、さまざまな機会をとらえ、超過勤務の適正な管理について周知徹底を図るとともに、一斉退庁日の実施などに努めてまいります。

次に、労働安全衛生対策についてありますが、労働関係の法律等に関して、職員や嘱託、臨時職員の研修などは行っておりませんが、働きやすい職場環境づくりに向け、衛生管理者や職員組合推薦者などで構成される衛生委員会を中心に職場における安全と健康の確保等に取り組んでいるところであります。今年度においては、職員の健康、特に「心の健康」の問題が重要課題となっておりますことから、職員のメンタルヘルスケアに本格的に取り組むこととし、本年7月より市街にカウンセリング窓口を設置するほか、メンタルヘルスに関する情報提供や研修の一環として講演会なども開催することとしております。

今後におきましても、快適な職場環境の形成に向け、衛生委員会活動等を通じて職員の意見を反映させながら継続的、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市立病院につきまして、経営の見通しについてであります。平成16年度の決算状況を医業収支比率で申し上げますと、医業収益は20億1,295万円、これに対する医業費用は26億2,262万円、医業収支比率は76.8%となり、基準となる100%を大きく下回りました。平成16年度末の不良債務額は17億0,156万9,000円で、不良債務比率は84.5%となり、厳しい経営状況となりました。

また、第5次病院事業経営健全化計画の状況については、診療単価の増や脳ドック検診受診者増を図るなど、収益の確保に努めましたが、年度途中の内科医師退職や産婦人科のサテライト化などに伴い、入院、外来の患者数が大きく減少し、医業収益は計画と比較しますと8億1,385万3,000円の減収となったところでございます。一方、支出では、退職職員の不補充など、人件費の削減や一般経費の支出抑制に努め、医業費用は計画と比較しますと4億2,658万7,000円の減少となりましたが、1億9,131万5,000円の不良債務が新たに発生する見込みとなっております。

なお、健全化団体指定継続につきましては、6月13日に平成16年度の健全化計画実績報告書を道に提出し、病院みずからの改善策や本年4月に策定した「美唄市地域医療ビジョン」について説明をいたしました。こうした市の取り組みについて、道段階では一定の理解をしていただいたものと考えておりますが、私といたしましては指定継続に向けて、国や道に対し再度要請を行ってまいりたいと考えております。

なお、今後の見通しにつきましては、7月4日に予定されている総務省と道とのヒアリ

ングを踏まえ、その後一定の方向が示されると伺っております。

次に、診療科別の医師数についてですが、昨年10月1日現在、「内科」常勤医師3名のほか、週3回の非常勤医師1名、週2回の非常勤医師2名、「外科」常勤医師4名、「整形外科」常勤医師2名のほか、週1回の非常勤医師1名、「小児科」常勤医師2名、「耳鼻咽喉科」常勤医師1名、「産婦人科」週3回の非常勤医師1名、「眼科」週3回の非常勤医師1名で、合計常勤医師12名、非常勤医師6名となっております。

本年6月1日現在では、「内科」常勤医師2名のほか、週3回の非常勤医師1名、週2回の非常勤医師4名、週1回の非常勤医師1名、「外科」常勤医師4名、「整形外科」常勤医師2名、週1回の非常勤医師1名、「小児科」常勤医師2名、「耳鼻咽喉科」常勤医師1名、「産婦人科」週3回の非常勤医師1名、「眼科」週3回の非常勤医師1名、「療養病床担当」常勤医師1名で、合計常勤医師12名、非常勤医師9名となっております。

昨年10月と比較して、常勤医師は同数の12名となっておりますが、この間医師2名が退職し、新たに医師1名の採用と市の人事異動により1名を、また非常勤医師は関係機関などへの要請により、新たに3名の医師を確保したところでございます。

次に、総合病院についてであります。本年4月に策定した「美唄市地域医療ビジョン」では、市立病院、美唄労災病院がそれぞれ持っている医療資源を活用した新しい総合病院づくりが必要であり、新しい総合病院は両病院を統合することで実現することが望ま

しいとの考えを示したところであります。このため、診療科目などにつきましては、新しい総合病院づくりに向けた関係機関等との合意形成の進捗状況を見きわめながら、具体化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、ごみ問題について、現処分場の今後の見通しについてであります。焼却施設を廃止した平成14年12月以降、資源ごみを除くすべてのごみを埋め立てしており、平成15年度は1万4,331トン、平成16年度は1万5,040トンのごみを処理しておりますが、平成18年度末には残容量がなくなるものと考えております。

なお、埋立地の管理につきましては、今後とも覆土や消臭剤の散布などの臭気対策を行い、適正に管理してまいります。

次に、旧焼却施設についてであります。廃止した焼却炉につきましては、現在道が策定した「廃止済み焼却炉点検マニュアル」に基づき保守管理を行っているところであります。

施設の解体につきましては、最終処分場整備事業完了後の平成19年度以降に予定しているところでございます。

次に、家庭ごみの有料化の考え方についてであります。循環型社会への取り組みが求められる中、市民、事業者みずからが環境保全に対し、理解を深め、行動することが必要となってきております。ごみ処理の有料化は、ごみの減量とリサイクルの推進、ごみ処理に要する財政負担の軽減につながるものと考えており、今後「廃棄物減量等推進審議会」において実施時期も含めご審議をいただき、市

民の皆様にも十分な説明をし、ご理解とご協力をいただきながら実施してまいりたいと考えております。

なお、嘱託職員、臨時職員の数、超過勤務の状況、休職者の状況については、総務部長から答弁をいたします。

●議長長岡正勝君 総務部長。

●総務部長板東知文君（登壇） 人事管理の嘱託職員、臨時職員について労務管理の昨年度の部署別の超過勤務の時間と金額について及び休職者の状況と理由につきましては、私からご答弁させていただきます。

初めに、嘱託職員、臨時職員についてであります。部ごとの配置人数及びその割合について、平成17年4月1日現在で申し上げますと、総務部では嘱託職員7人で14.3%、臨時職員1人で2.0%、市民部では嘱託職員8人で11.8%、臨時職員8人で、同じく11.8%、保健福祉部、これは恵風園・恵祥園を除きますと、嘱託職員16人で16.3%、臨時職員25人で25.5%、恵風園・恵祥園では嘱託職員22人で34.4%、臨時職員16人で25.0%、経済部では嘱託職員4人で5.7%、臨時職員31人で44.3%、建設部では嘱託職員2人で4.8%、臨時職員3人で7.1%、会計課では嘱託職員1人で16.7%、水道部では嘱託職員1人で3.4%、臨時職員1人で、同じく3.4%、農業委員会事務局では臨時職員1人で16.7%、選挙管理委員会事務局では臨時職員1人で33.3%、教育委員会では嘱託職員26人で17.8%、臨時職員56人で38.4%、消防では嘱託職員3人で5.6%、病院では嘱託職員44人で22.7%、臨時職員17人で8.8%となっております。

なお、嘱託職員は原則63歳、臨時職員は原

則65歳までの任用としているところでございます。

職員数につきましては、対前年比較で申し上げますと、平成16年4月1日時点での職員数566人に対し、16年度中の退職者28名、採用者が3名、17年4月1日付採用が2名で、17年4月1日現在の職員数は543名となっており、合計23名の減員となっているところでございます。

また、嘱託職員、臨時職員につきましても、それぞれ嘱託職員は10名、臨時職員は14名の減員となっているところでございます。

次に、昨年の部署別の超過勤務の時間と金額についてであります。平成16年度の部署別超過勤務の状況につきましては、総務部では3,296時間、775万8,000円、市民部では3,812時間、921万4,000円、保健福祉部では6,483時間、1,661万9,000円、経済部では1,786時間、451万8,000円、建設部では3,013時間、742万9,000円、会計課では388時間、105万8,000円、水道部では2,989時間、748万1,000円、病院では5,703時間、1,711万3,000円、議会事務局では171時間、43万4,000円、農業委員会事務局では184時間、35万4,000円、選挙管理委員会事務局では67時間、21万3,000円、監査事務局では53時間、15万5,000円、教育委員会では1,933時間、495万9,000円、消防では8,806時間、2,101万7,000円となっております。なお、年間の超過勤務時間が最も多い職員は、区画整理室の職員で396時間となっております。

最後に、退職者の状況と理由についてであります。過去3年間の状況について申し上げますと、産前・産後休暇及び育児休業につきましては、14年度8人、15年度12人、16年

度13人がそれぞれ取得しております。

また、介護休暇につきましては、14年度1人、15年度2人でございます。病気欠勤につきましては、14年度36人、15年度44人、16年度44人となっており、欠勤の理由といたしましては、内科系、脳外科系、整形外科系の傷病等さまざまありますが、このうち精神神経科系の疾病によるものは14年度3人、15年度5人、16年度5人となっております。

また、休職につきましては、14年度3人、15年度5人、16年度3人となっており、このうち精神神経科系の疾病によるものは15年度2人、16年度3人となっております。

●議長長岡正勝君 1番吉岡文子君。

●1番吉岡文子君 自席から再質問させていただきます。

まず、人事管理についてですが、適材適所というお答えでしたが、市長はだれが見てもまさに適材適所と胸を張って言えるような人事異動だったと思われませんか、再度お聞きいたします。といいますのも、市民の中には今回の人事異動に対して何か釈然としないものを感じたとの感想もおっしゃる方いらっしゃいましたので、もう1度お聞きしたいと思います。

また、嘱託職員についてですけれども、本年3月に市税の滞納を解消する目的で雇用されていた嘱託職員の方を定年ということで退職にしたわけですが、この方々の長期にわたって積み上げてきた市民との信頼関係や市税徴収に関するノウハウは、新たに納税強化のために配置された職員の方に的確に引き継がれているのでしょうか、お聞きいたします。4月、5月の市税の滞納分の徴収実績

も含めてお聞きいたします。

それから、おやめになった方と、それから新採用になった方ですけれども、随分たくさんの方がおやめになっていて、なおかつ嘱託職員や臨時職員も増員したのかなと思っていましたらば、増員ではなく、反対に減らしているということなので、市役所の中で働く皆さんの仕事の量の増加を大変懸念しているところです。

さて、本来地方公務員の採用は、採用試験を受験するというふうに聞いていますけれども、本市においては正規の採用ではなくて、嘱託職員や臨時職員の中から正職員に採用されている例が何件があると聞き及んでおりますが、その例の有無と、どういったいきさつでそういうことになるのか、説明を求めたいと思います。同時に、私も何年か市内の保育所に代替として働いていましたけれども、その中で10年以上も臨時職員として働いている方も存じ上げております。立場は臨時でも、心底子どもが好きで正規の職員同様の働きぶりでした。特別な能力があるかと問われるなら、その資格は十分満たしていると思われませんが、こういった人たちにも同じような道が開かれるのでしょうか、市長にお聞きいたします。

2点目は、労務管理ですが、もちろんないとは思いますが、サービス残業や家庭への持ち帰り残業は実際のところどうなのでしょう。この点については、ことし導入されました個人情報保護法も含めて各地でパソコンが車に置きっ放しになって盗まれたというようにいろんな話も聞きますので、当然問題になってくることなので、お聞きしたいと思

います。

それから、超過勤務をされているときの管理職の皆さんのことですけれども、普通部下の方が勤務しているということであれば、その場にはいないということは余り考えられないと思うんですけれども、一緒に作業をしたり、監督をしていたりというのであれば、当然管理職の方にも超過勤務が発生してくると思われませんが、管理職には超過勤務手当がないかわりに管理職手当があるということですが、この手当自体も減額されているということですので、せめてこの減額部分をもとに戻すということはある得ませんか、お聞きいたします。

次に、最近日本語がそのまま世界に通用する言葉になったものに過労死という言葉があるそうです。あつてはならないことなんですけれども、もし市役所の職員の皆さんの中にそういったことが起きてしまった場合、超過勤務時間の記録が重要になるということですが、当市の職員の皆さんの超過勤務時間はどのように記録されているのでしょうか、またその際、管理職の皆さんの勤務時間もきちんと記録されているのでしょうか、その点についてお聞きいたします。

次に、労働安全衛生対策についてですが、先ほど私が伺いましたけれども、研修はしていないということですが、たとえばセクハラ防止法のことですが、嘱託職員や臨時職員も含めたら、この市役所の中にはたくさん女性の人がいらっしゃると思うんです。女性労働者の62.1%は、セクハラの実験経験があるという統計も出ているそうです。このセクハラという言葉、余り聞きたくない言葉

なんですけれども、こういったことが発生すれば生産性も低下し、団体の社会的評価は下がり、大幅なイメージダウンにつながると言われています。事前に防止するためには、やはり研修が大事だと思います。市長は、その点についてどのようにお考えになりますでしょうか。セクハラ防止法だけでなく、そのほかの法律にも、たとえば介護や育児に関する新しい法律がありますけれども、その点についても職員にも管理職にも研修が必要ではないかと考えていますけれども、どのようにお考えになるのかお聞きいたします。

次に、休職者のことでお聞きします。私は、この問題について今年の第2回定例会でも質問させていただきました。特に取り上げたいのは、伺いました精神神経系の疾患、いわゆるうつの問題です。実際に役所の職員の中にもお休みになっている方がいらっしゃるということなので、ここで取り上げてみたいと思います。うつの問題は、北海道新聞の中にもことしの5月に取り上げられていたので、市長も当然ご存じとは思いますが、ちょっと読み上げてみたいと思います。

うつの時代3、推計有病率5%、2002年の厚生労働省の患者調査では、うつ病や躁うつ病など、気分障害の患者は約71万人。しかし、世界保健機構や欧米の研究報告などによると、先進国でのうつ病有病率は5%前後と推定されている。日本の人口に当てはめると500万から600万人、厚生労働省の数字と大きな開きがある。医療現場では、この差をうつ病患者の氷山現象として表現する。実際に患者として把握されているのは、氷山の一角で水面下に、たとえばここではRさんと言いますけれども、

Rさんのように医療機関にかかったが、当初はうつ病と診断されず、もう1人、Kさんのように症状が進むまで病院に行かず苦しんでいる人たちが多く存在しているという。隠れたうつ病患者をどう救うのか、うつ病の診療科は本来精神科か神経内科だ、しかし札幌花園病院の松原良次院長は、うつ病症状の患者が最初に行った診療科の64.7%が内科だったというデータもある。精神科以外の医師が十分な知識を持っていない場合、見逃してしまう危険性があると述べ、非専門医への教育の必要性を指摘する云々とあります。

また、この連載の反響の記事もありまして、その中には、また読み上げますけれども、社会や企業の理解不足を指摘する声も多かった、40代の女性はうつ病で通院中であることを会社に報告したところ、経営者にうつだの引きこもりは親が甘やかしているから起きる、結局はわがまま病だと言われたといます。うつ病は脳の病気で、本人も苦しんでいる、心の病気に対する周囲の認識が変わることも本人の快復につながるのではないかと続けたとあります。うつ病は時間がかかる病気でも必ず治る病気であり、周りの理解不足から患者を追い込んでしまうことがある。この病気に対する周囲の認識が変わることが本人の快復につながると言っていますが、私も全くそのとおりだと思いました。

先ほどのご答弁の中に、本年度から職員のメンタルヘルスケアに本格的に取り組むとありましたが、推定有病率からはかりますと、市役所では500人として5%ならば、25人前後の患者の数がいるということになります。市長は、このメンタルヘルスの内容で市の職員

のケアが十分にできるというふうにお考えでしょうか、お聞きいたします。

3点目は、病院について伺います。経営改善に努力されていることに、改めて敬意を表したいと思えます。さて、市長就任以降、再三の市長の努力にもかかわらず、医師の確保の困難さは継続しており、今後も軽減化されそうもない様子です。

そこで、私は、専修大学の留学生を引き受けている美唄市としては、友好関係も築き上げていることから、中国の医師を日本で医師免許を取ることを条件に、美唄市が費用を負担して留学させ、日本の医師免許取得後何年か必ず美唄の病院に勤務してもらうことを市長に提案したいと考えます。どのようにお考えでしょうか。

また、先ほど総合病院の考え方について伺いましたが、現在の労災病院の状況も含めますとなかなかはっきりしてこうだというものを出せないというのが正直なところだと思います。しかしながら、地域医療を確立し、市民の健康と安心を守るのが市長の役目なはずですから、労災病院との統合を願いつつも、いまある市立病院をこうしてほしいという市民の声はぜひ聞いていただきたいと思えます。市立病院にない脳外科、精神神経科、産婦人科、この3つの診療科は市民生活を営むのに欠かせないものだと考えますが、コストを度外視しても市民のために、この3つの診療科を市立病院に一日も早く設置していただきたいと思えますが、市長のお考えをお聞かせください。

次に、ごみ問題です。先ほどのご答弁を聞いていましたが、私はやっぱり何か違和感を

感じます。確かに有料化した自治体では、有料化導入当初はごみの量は減りますが、その後はまたふえているのです。

また、不法投棄も多くなっているといえます。有料化でごみが減るといえるのは、その前に家庭にため込まれていたごみを駆け込みで出すということがあるからだと思えます。そして、その後お金を出せばごみを幾らでも出してもいいという意識も生まれて、ごみを出すことに痛みを感じなくなり、ごみがふえていくということにつながるのです。初めに有料化ありきでごみの減量を図るのではなくて、行政と住民が協力しつつ分別を徹底することが大事だと考えています。有料化せずに、処分するごみの量を減らした名古屋市では、埋立処分場に持ち上がった藤前干潟を守ろうと行政と市民が徹底して話し合いました。行政の説明会は約2,300回、市内94万世帯のうちの4分の1の世帯が参加しました。町内のあちこちで住民が分別や資源化の知恵を出し合う会話、コミュニケーションならぬゴミコミュニケーションが行われました。ごみ収集場では、市民が自主的に分別の援助を行うお助けマンなどの光景も生まれました。こうした活動が市民の意識に変化を生み、買い物や消費行動にも影響を与えていると報告されています。この名古屋市の例にもあるとおり、いま行政に求められているのは、即有料化ではなくて、市民との徹底した話し合いだと思うのですが、市長はどのようにお考えになりますか、お聞かせください。

また、私たちはごみ問題に対して、焼却、埋め立て、減量といろいろ考えをめぐらせていますが、これらはすべて対処療法的なもの

でしかありません。ごみ問題の根本的な解決に進むためには、製品の生産から流通、廃棄の段階まで生産者が責任を負うという、ヨーロッパでは当たり前の拡大生産者責任の根本制度が欠かせません。ところが、日本ではその制度化が産業界の反対で先送りになっていることが最大の問題とされています。とても残念なことです。産業界の反対の中、徳島県の上勝町という自治体がゼロ・ウェイスト、ゼロごみ社会実現に賛同し、2020年までに焼却、埋め立てをなくしていく宣言を行ったと聞いています。この自治体では、徹底的な再資源化を目指し、ごみの分別は34分別にも上るといいます。住民は、徹底してごみの分別を実行しています。どれだけの成果が出るかは、これからの取り組み次第ですが、いままでの廃棄物処理政策から大きく変わったことは確かだと思います。美唄で生まれ、美唄で育った桜井市長におかれても、徳島県の上勝町の例のごとく、ごみの出どころとでもいうべき拡大生産者責任を追及する考えを持ちつつ、循環型社会の形成を目指し、徹底的なごみの減量で道内でも有料化しない自治体として大きく声を上げていただきたいと思うのですが、市長はどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

●議長長岡正勝君 ただいまの吉岡議員の質問に対し、理事者より答弁準備の申し出がありましたので、60分程度休憩いたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後2時43分 休憩

午後3時47分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

議会運営上の問題で協議がございますので、暫時休憩いたします。

午後3時47分 休憩

午後4時53分 開議

●議長長岡正勝君 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉岡議員の再質問に対する理事者の答弁から入ります。

市長。

●市長桜井道夫君 答弁準備に時間をいただき、申しわけありませんでした。

吉岡議員の再質問に順次お答えします。今回の人事異動についてであります。職員の職務能力や適性、職場実態などさまざまな要素を考慮し、適材適所で職員配置を行ったところでございます。

次に、税務課における嘱託職員にかわる正規職員配置に伴う効果等についてありますが、2カ月という短期間での効果の把握は難しいものにとらえております。嘱託職員との引き継ぎ等につきましては、すでに終わって

いるところであり、今後におきましては新たな体制のもと、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、臨時、嘱託職員から正規職員になった例についてでございますが、過去5年間で選考により正職員となった数は1名であり、職員任用規則第8条第5号に基づき採用となったものでございます。

管理職手当についてでございますが、現在のところ手当削減を戻すことは難しいものと考えております。なお、管理職については、時間外の記録はとっておりません。

次に、時間外勤務の手続き等についてでございますが、時間外勤務は時間外勤務命令簿兼報告書により、あらかじめ所属長が職員に命令することとなっております。時間外勤務の命令を受けた職員は、勤務終了後所属長にその勤務時間等を時間外勤務命令簿兼報告書に記載し、報告することとなっております。報告書は一月単位でまとめ、各所属で保管しているところでございます。なお、家庭への仕事の持ち帰りにつきましては、把握をしてございません。

次に、セクハラ防止法などの研修、周知についてでございますが、これまで職場研修等行っていないということでございますが、必要な知識を得て働きやすい職場環境とするために、今後その周知、研修について検討をしてまいりたいと考えております。

次に、メンタルヘルスケアについてでございますが、職場のメンタルヘルス対策といたしましては事後対応ではなく、予防に力を入れることが重要であり、そのためにも相談やカウンセリングを受けやすい体制を築いていく

ことが大切であると考えております。このため、専門家に早くつなげるための相談窓口を設置するものでございます。

市立美唄病院の医師確保についてでございますが、中国人が日本の医師免許を取ることに支援し、一定期間勤務をとのご提言をいただきましたが、医師の確保は重要課題であり、幅広い視野で確保に努めてまいりたいと考えております。

脳神経外科などの設置についてでございますが、こうした診療科に対する市民のニーズが高いことは承知しておりますが、医師確保の困難性もございます。いずれにいたしましても、新しい総合病院づくりの中で検討してまいりたいと考えております。

次に、ごみの減量化についてでございますが、ごみの減量化については、これまでさまざまな機会を通じて分別の徹底や3R推進運動などへの協力を市民の方々へお願いしてきたところでございます。こうした中で、排出抑制やリサイクルについて向上している傾向が見受けられますものの、排出状況を見ますとまだまだ減量化、資源化が可能な状況にございます。今後ごみの減量化については、廃棄物減量等推進審議会においても審議いただくこととしているほか、各町内会から選出されている3R推進委員の方々と連携のもと、一層の減量に向けた協議を行ってまいりたいと考えております。

最後に、拡大生産者責任についてでございますが、製品をリサイクルするため、再資源化の費用を製品コストとして生産者に負担させる拡大生産者責任は、EUで進んでおり、こうした仕組みが確立されれば資源循環は進む

ものの、製品価格が上昇し消費者負担の増加につながる側面を持ち合わせていることから、日本においては余り進んでいないと理解しております。市といたしましては、3R運動を進める中で、こうしたリサイクルの仕組みやリサイクルしやすい製品などを市民の方々にお知らせをし、資源リサイクルに努めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 次に移ります。

8番谷内八重子君。

●8番谷内八重子君（登壇） 平成17年第2回市議会定例会に当たり、さきに通告してありました大綱2点について市長に質問します。

まず、大綱1点目の保健福祉行政について。

1つ、子育て支援について市長に質問します。初めに、厚生労働省の人口動向推計によるところでは、我が国の子どもの出生率は減少し続け、女性が一生の間に生む平均子どもの数は、平成15年には全国では1.29人、北海道では1.2と全国平均を下回っており、東京都、京都府、奈良県に次いで4番目に低い状況であるということです。2007年をピークに人口減少社会に突入する、いまは瀬戸際であり、少子社会が深刻な問題です。ことしの元旦の新聞各紙の社説のテーマが少子社会の問題であったことから、その深刻さがうかがえます。少子化対策、少子化問題について、いままでは社会にとって少子化はマイナスという発想で、労働力が減る、社会保障制度の担い手が少なくなる、だから対策をとらなければいけない、合計特殊出生率を上げなければいけないという考え方の一面があります。現行の子育て支援対策は、児童手当の場合は親の所得制限がありますし、育児休業も正社員は

あってもパートだったらとれないというように、親の働き方や所得によっての違いがあります。これは、親の支援という視点で考えられてきたからです。これからの少子社会では、社会のあり方そのものを働き方も含めて、もう1歩子どもの視点から考えることが大事であると思います。

それは、子どもを産み、育てる、まずそれがあって、それに合った働き方、生活の仕方に変えていく、これからの子育ては親や家族だけの責任から社会全体で支えるという家庭内育児保育から地域や職場での共同保育という方向に比重を移していくこと。

もう1つは、仕事と生活の調和です。日本は、特に子育て世代の30代、40代の人たちを中心に長時間労働していると言われ、生活との調和どころではありません。これからは、男性も女性もともに仕事も子育ても楽しめるような働き方に変えていくことが求められていると思います。本当は産みたいのに、部屋が狭い、仕事と両立できない、経済的に大変なので、我慢しようと思っただけの方々へ、これなら安心して産めると思っただけのサポートシステムをつくることによって、産んでよかった、子どもたちには生まれてよかったと思ってもらえる社会にしていくことが大事ではないかと思えます。

美唄市では、子育て支援計画「びばいっこすくすくプラン」を平成13年6月に策定して、道内においていち早く同年12月に旧保健所跡施設を改修して子育て支援センターを開設されています。単独施設としては、道内では初めてと聞いています。地域で安心して子育てができる環境をつくることを目的として、子

どもと家庭に関するさまざまな問題に対して総合的に対応するための施設として、開設以来地域の拠点としての役割を担ってこられ、今後もその役割は大きいものと思います。そして、今年度この6月に次世代育成支援対策推進法に基づいて、次世代育成支援美唄市行動計画が策定されました。

そこで、何点かお聞きしますが、

1点目は、次世代育成支援美唄市行動計画について、策定における手法についてどのように進めてこられたのかお伺いします。

2点目は、新事業計画の子育てささえあい事業である「ファミリーサポートシステム」、
「せわずき・せわやき隊」（通称、すきやき隊）の概要と実施に向けた今後の取り組みについてお伺いします。

3点目は、各種保育事業、休日保育事業、特定保育事業、乳幼児健康支援デイサービス事業については、ファミリーサポートシステムでの対応を検討と計画の中に記されていますが、これらの事業の性格と検討の対象とされたことについて伺います。

4点目は、今回策定した計画について、広く市民に周知していくためにどのような形でされるのか、市民との協働のまちづくりという視点から、計画期間中においては毎年度市民に進捗状況を公開することが望ましいのではないかと考えてますが、この点についての考えを伺います。

5点目は育児休業についてお聞きします。子育てと就労の両立支援においては、企業側、職場の人たちの理解があるかないかで生活が大きく変わります。出産によって退職しなければならなかった、その後の職場復帰は望め

ないなど、自分のキャリアを生かすことができず、全く違った職業につかなければならないなど、経験されている方もいると思います。本市の育児休業について、どのくらい申請されているのか伺います。

6点目は、保育料についてお伺いします。美唄市は、保育料が他市に比べ高い、もっと下げられないものかとの意見・要望が調査資料の中にありました。生活費に対する子育てに関する費用の負担が大きいことが理由にあると思いますが、保育所には認可保育所とへき地保育所とがありますが、当然個々の家庭によって保育料が変わってくると思いますが、料金並びに道内において美唄市はどのランクにあるのかお伺いします。

また、保育料について将来どのようにしていかなければならないと考えているのか、市長に伺います。

次に、大綱2点目の交流拠点施設の利用料金について市長に質問します。今年3月第1回定例会会期中の平成17年度予算審査特別委員会が行われた折、私はゆ〜りん館の利用料金が美唄市老人クラブ連合会の会員証を持って見せると、100円割引になることについて市民の方から不公平ではないかとの声があること、市がどのようにかかわってきたのかを伺いました。何度かの質疑がそこで繰り返され、最終答弁では、老人クラブとゆ〜りん館と市が協議し、善意で行ったこととはいえ、市民に不公平感を与えたことについてのおわびと今後の問題については、早急に対応を考えますと、おおむねこのような最終答弁でありました。ゆ〜りん館との話し合いも当然あるものと、その後の対応の結果を待っていました

が、一向にそれらしいこともなく、新年度に入ってからもなく、市民の方からはこのまま1年がたち、そんな話などなかったかのようなのではないかなどの声も聞かれました。市の方から何も話がないまま、また一方ではもう決まったかのようなお話も聞こえてきました。このようなことでは不信感が高まるばかりです。私も質問した者として、はっきりとした答えを持って市民の方にお届けしたいと思いますので、その後の対応と今後どうされるのか、市長に伺います。

以上、この場からの質問を終わります。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 谷内議員の質問にお答えします。

初めに、保健福祉行政について、次世代育成支援美唄市行動計画の策定経過についてであります。急速な少子化の進行を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、はぐくまれる環境の整備を図るため、本年3月「次世代育成支援美唄市行動計画～びばいっこすくすくプラン～」を策定したところであります。計画策定に当たっては、市民との協働を基本に学識経験者や子育て支援関係者、市民公募による委員13名で組織する推進委員会を設置し、これまで進めてきた子育て支援計画の進捗状況などを踏まえ、あわせて保育所や学校などを通じて実施したニーズ調査や「子育て懇談会」の意見をもとに7回の委員会を開催し、本計画への提言を受け、策定したところであります。

次に、子育て地域ささえあい事業についてであります。本年度道のモデル事業として地域社会全体で子どもの育ちに関心持ち、子

育て支援を推進して、地域における「子育て力」の強化を目的に「せわすき・せわやき隊」通称すきやき隊と「ファミリーサポートシステム」の立ち上げを予定しております。

すきやき隊は、地域の子どもや子育て家庭に対する声かけ、助言などの活動を行い、「子育て」にかかわる市民の方々を組織化するもので、すきやき隊への加入者を募るためにボランティア団体や民生児童委員、老人クラブなどを通じて説明会等を開催してまいりたいと考えております。

また、「ファミリーサポートシステム」は、地域において子どもの一時預かりなどの援助を受けたい人と行いたい人が加入し、育児について助け合う有償の会員組織であり、働く人々の家庭ばかりでなく、お子さんを持つすべての家庭を対象とします。今後援助を行いたい人の研修会等を開催し、本年度中の立ち上げを予定しているところです。

次に、ファミリーサポートシステムと休日保育など、各種保育事業とのかかわりについてであります。子どもの一時預かりなど、事業内容が共通する部分も多くあることから、ファミリーサポートシステムの立ち上げ後にそれぞれの果たす役割等を検討し、必要な事業に取り組むこととしております。

次に、市民の方々への周知についてであります。6月の広報に「概要版」を折り込み、またホームページにも掲載をし、市民の皆様にも周知をしたところでございます。

今後につきましても、次世代育成支援推進委員会において、毎年本計画の進捗状況の評価を行うこととしており、その結果につきましてはさまざまな機会を通じて市民の皆様

お知らせしたいと考えております。

次に、育児休業についてであります。市内企業のハローワークへの平成16年度における育児、介護基本給付金の申請件数で申し上げますと、16社延べ92人の申請があったと聞いております。

次に、保育料についてであります。公立保育所は国の基準を基本とし、へき地保育所については、公立保育所の約4割相当分で設定しております。

なお、道内の多くの自治体においては、国の基準をもとに設定していると理解をしているところでございます。

次に、交流拠点施設について、利用料金についてであります。ゆ〜りん館の利用料金については、さきの予算審査特別委員会で質疑の内容を踏まえ、どのように対応するかについて検討してまいりました。この問題は、交流拠点施設の管理運営を委託しているベル・カントの経営にかかわることでもあり、また老人クラブ連合会の会員については、すでに3年間の期限で割引が実施されている状況などを総合的に判断し、市としては交流拠点施設の利用の公平性から会員以外の60歳以上の市民については、同様な条件でサービスが受けられるよう、ベル・カントと協議してまいりましたが、5月19日開催された株主総会で、特に平日の日中の利用者拡大と地元利用者の確保といった経営的な観点から、60歳以上の市民については利用料金を500円とすることとなりました。

これを受け、その手法や周知の方法などについて協議してまいりましたが、ゆ〜りん館が60歳以上の市民の方を対象とし、希望者に

会員証を発行し、入館時にこの会員証を提示することによって割引をすることとなりました。実施につきましては、7月1日からで、市民への周知は広報メロディーや市のホームページのほか、施設内の掲示板などで行ってまいります。

また、会員証の発行につきましては、ゆ〜りん館フロントで行い、初回に住所と年齢が確認できる免許証や健康保険証などを提示いただくことといたしました。

なお、会員証には、個人情報の保護の観点から、氏名のみを記入し、住所や緊急時の連絡先などの情報はゆ〜りん館が保管いたします。

また、このサービスを実施することについては、交流拠点施設条例第7条の規定により、ベル・カントが市に対して減免の申請をし、市は公の施設における利用者への公平性の確保、高齢者の引きこもり対策と健康増進対策として、また一般的に定年を迎える60歳以降の交流の場の確保として減免することが妥当であると判断し、これを承認するものでございます。これまで実施に当たり、内部協議やベル・カントとの話し合い、また実施方法などについての検討に時間を要しましたが、今後できるだけ多くの方々にこのサービスをご利用いただけるよう周知に努めてまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 8番谷内八重子君。

●8番谷内八重子君 自席から再質問させていただきます。

1つには、行動計画策定について、301人以上の従業員を抱えるところの事業主に対しても行動計画を策定することになっていますが、

本市においては該当する事業所はありますでしょうか。

また、地方公共団体の機関、市役所についても行動計画策定指針に即して目標達成のために講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定し、公表することとされています。美唄市役所においては、行動計画の策定はされていますか、お伺いします。

また、職員や市民への周知についてどのように考えているのかお伺いします。

2点目は、ファミリーサポートシステムについて、事業内容では有償会員組織ということで、対象がお子さんを持つすべての家庭がサポートの対象ということで、この事業が実施されることによって潜在的な保育需要者の掘り起こしにもなり、子育ての支援が広がると思います。具体的にはこれからということですので、ぜひサービスを受けやすいシステムをつくっていただきたいと思います。

また、専業主婦の場合ですが、行政に関する総合情報誌の中にこのような記事が載っていました。厚生労働省の諮問機関で少子化社会を考える懇談会の中間報告の中で、30代の子育て世代が多く参加した懇談会での議論では、育児専門の母親、専業主婦の方が働く母親より子育てに負担を感じている。育児ノイローゼや自信喪失にも陥りやすいという実態が確認されたというのです。急増する児童虐待では、加害者の6割を母親が占めるという現実、子育てを母親の責任としてきたようなところがもう限界に来ているということ、浮き彫りにしたということで、私も子育ての経験者として初めての育児のことを振り返ってみますと大変でした。授乳、夜泣き、家事、

赤ちゃんの入浴、育児に対する不安、不規則な生活、寝不足、疲労がどんどん蓄積されてきます。育児をされている方々は皆さん大なり小なり経験されています。私の場合は、近くに姉妹がいたり、また地域の人に恵まれていまして、子育ての実体験から得た知恵とか生活の細かなこともアドバイスしていただいたということもありまして、大変感謝しました。核家族が進み、地域のつながりも弱まってきている現在には、そんなときご近所のお母さんやお姉さんのような子育て経験者が声をかけてくれたり、相談に乗ってくれたり、ちょっと面倒を見てくれたりというつながりができると、どれほど心強いかと思います。

ということで、質問ではないですけども、このサポートシステムもすきやき隊もぜひ皆さんがサービスを受けやすい仕組みをつくっていただきたいという思いでいまお話をしています。

それから、5点目の育児休業についてですが、16社で延べ92人の申請があったということですが、これが多いのか少ないのか、私はちょっと推測できないんですけども、本年4月1日に育児休業法が施行されて、育児休業の対象労働者が一定の範囲の期間雇用者に拡大されたほか、一定の場合の育児休業期間の延長、それから子の看護のための休暇の取得が労働者にとって利用できる範囲が広まったということで、原則としては1人の子につき1回ということになっています。

また、実際にいま現在どうかといいますと、雇用の状況というのは契約社員だとか派遣社員とかという採用が急増しているために、育児休業についてもなかなか対象からはずれる

方が多いのではないかという問題点もあるようです。厳しい社会情勢ではありますけれども、一方では民間企業における育児休業の促進に向けて表彰制度を設けている自治体がふえているということで、千葉縣市川市の例ですけれども、2001年度に従業員30人以上の事業所と女性従業員が多い病院、保育所を対象に育児休業の実態について調査、このうち、

1、育児休業取得率が過去3年間80%を上回っている。

2、休業期間中も賃金を支給している。

3、育児のための労働時間短縮を実施している。

4、職場復帰の研修を実施し、原則として現職に復帰する。

5、代替の人員を配置している。などの基準に適合する31事業所を育児休業推進優良事業として表彰していると、市が制定していますエンゼルマークを交付しているというものです。

先ほど来からの同僚議員の質問の中で、美唄市の経済は大変に厳しいという状況がありますけれども、美唄市としても独自の推進策を設けて推進されることで、男女がともに仕事も子育ても楽しくできる社会をつくっていくことになると思うので、この点について取り組む考えがあるかどうか、また育児休業を申請された件数、16社で延べ92人の申請があったという中で、そのうち男性の申請者があったかどうかということも含めて、市長に伺います。

また、6点目の保育料についてですけれども、それぞれ所得によって違いがあるので、どこが高いか出せないと思うのですけれども、

経済的負担の軽減として、基準の緩和をしていく考えがあるかどうかということもお伺いします。

また、大綱2点目の交流拠点施設の利用料金については、今後の対応について詳細に説明をいただきましたので、再質問はございません。よろしく申し上げます。

●議長長岡正勝君 市長。

●市長桜井道夫君 谷内議員の再質問にお答えします。

初めに、一般事業主の行動計画についてであります。市内には301人以上の従業員を抱える事業所は美唄労災病院の1カ所であり、これは行動計画を策定していると承知しております。

また、本市の特定事業主の行動計画につきましては、本年3月に策定したところであります。計画の公表につきましては、市のホームページに公開しているほか、職員に対しては課長職会議、庁内LANを通し、周知しているところでございます。

次に、育児休業につきましては、安心して子育てができる職場環境の整備であることから、「育児・介護休業法」の改正の周知に努めるほか、育児休業の活用に向けて効果的な方策を検討してまいりたいと考えております。

育児・介護基本給付金の申請者92人の内訳につきましては、全員が女性の方の申請となっております。

次に、保育料につきましては、今後も国の基準を基本として保育料を設定してまいりたいと考えております。

●議長長岡正勝君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いた
したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

本日はこれをもって延会いたします。

午後5時20分 延会